

垂井町第 3 次男女共同参画プラン

一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが自分らしく輝くまち

垂井町
令和5年3月

はじめに

垂井町では、平成15年1月に「垂井町男女共同参画プラン」を策定し、価値観が多様化する住民意識の変化などに対応するため、改訂を重ねてきました。

その中で、男女共同参画社会の実現に向け、意識改革を目指した男女共同参画の普及啓発や教育の取組、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るための子育て支援サービスの充実など、各種の取組を進めてまいりました。

このたび、「垂井町第2次男女共同参画プラン」の計画期間終了を迎えるにあたり、これまでの取組や成果を検証するとともに、住民意識調査や団体ヒアリング調査の実施など、さまざまな観点を踏まえ、「垂井町第3次男女共同参画プラン」を策定いたしました。

前プラン策定から10年が経ち、かつて経験したことのない人口減少・超高齢社会の到来を目前に控えるなど、社会経済情勢は大きく変化しています。こうした中、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、多様な場面で女性が活躍できるまちづくりが求められています。

一方、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談は全国で年々増加しており、DVを許さない社会の実現を目指した絶え間ない取組が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本プランは、女性活躍やDVに関する市町村計画を包含したものとし、総合的かつ計画的に男女共同参画施策に取り組むことといたしました。

垂井町は、今後も、男女共同参画社会の理念が町民生活に定着し、第3次プランで掲げます「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく輝くまち」を目指して、町民の皆さまとともに、着実に本プランを推進してまいります。

最後に、本プランの策定にあたり、熱心にご議論いただいた垂井町男女共同参画プラン懇話会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆さまに対し、心からお礼を申し上げます。



令和5年3月

垂井町長 早野博文

目次

第1章 策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの期間	1
3 プランの位置付け	2
4 国の動向	3
5 岐阜県の動向	5
6 SDGs に関連する取組	7
第2章 垂井町の現状	8
1 人口	8
2 人口ピラミッド	9
3 世帯の状況	10
4 少子化の状況	12
5 就業の状況	14
第3章 計画の体系	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 施策体系	19
第4章 施策の方向と内容	20
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革の推進	20
基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	26
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心を感じることができる暮らしの実現	40
目標指標及び目標値一覧	51
第5章 計画の推進	53
1 計画の進行管理	53
2 推進体制	53
第6章 資料編	54
1 計画の策定経緯	54
2 垂井町男女共同参画プラン懇話会	55
3 垂井町男女共同参画プラン行政推進会議	58
4 関係法令	61
5 用語解説	78

第1章 策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降、これまでもさまざまな男女共同参画推進の取組が行われてきました。

平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）が施行され、平成16年には一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。平成28年には「男女雇用機会均等法」、令和3年には「育児・介護休業法」の一部改正がされるなど、社会情勢の変化に対応した関連する法制度の整備が行われてきました。

一方、近年の人口減少や少子高齢化の進行、燃料費などの物価高騰や新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響、グローバル化による産業競争の激化などにより経済社会情勢が大きく変化しています。さらには、雇用の不安定化、貧困・格差の拡大など、男女共同参画に関する課題は多様化してきています。


このような社会情勢の中、国においては、平成25年7月にDV防止法の一部改正が行われています。また、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、平成30年6月には、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立するなど、男女共同参画の実現に向けた取組が推進され、令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

県においても、平成31年3月に「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」や「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」を策定するなど、国・県ともに、新たな計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進しているところです。

本町においても、令和5年3月に「垂井町第2次男女共同参画プラン」の計画期間の終了により、これまでの取組とその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進するため、「垂井町第3次男女共同参画プラン」を策定しました。

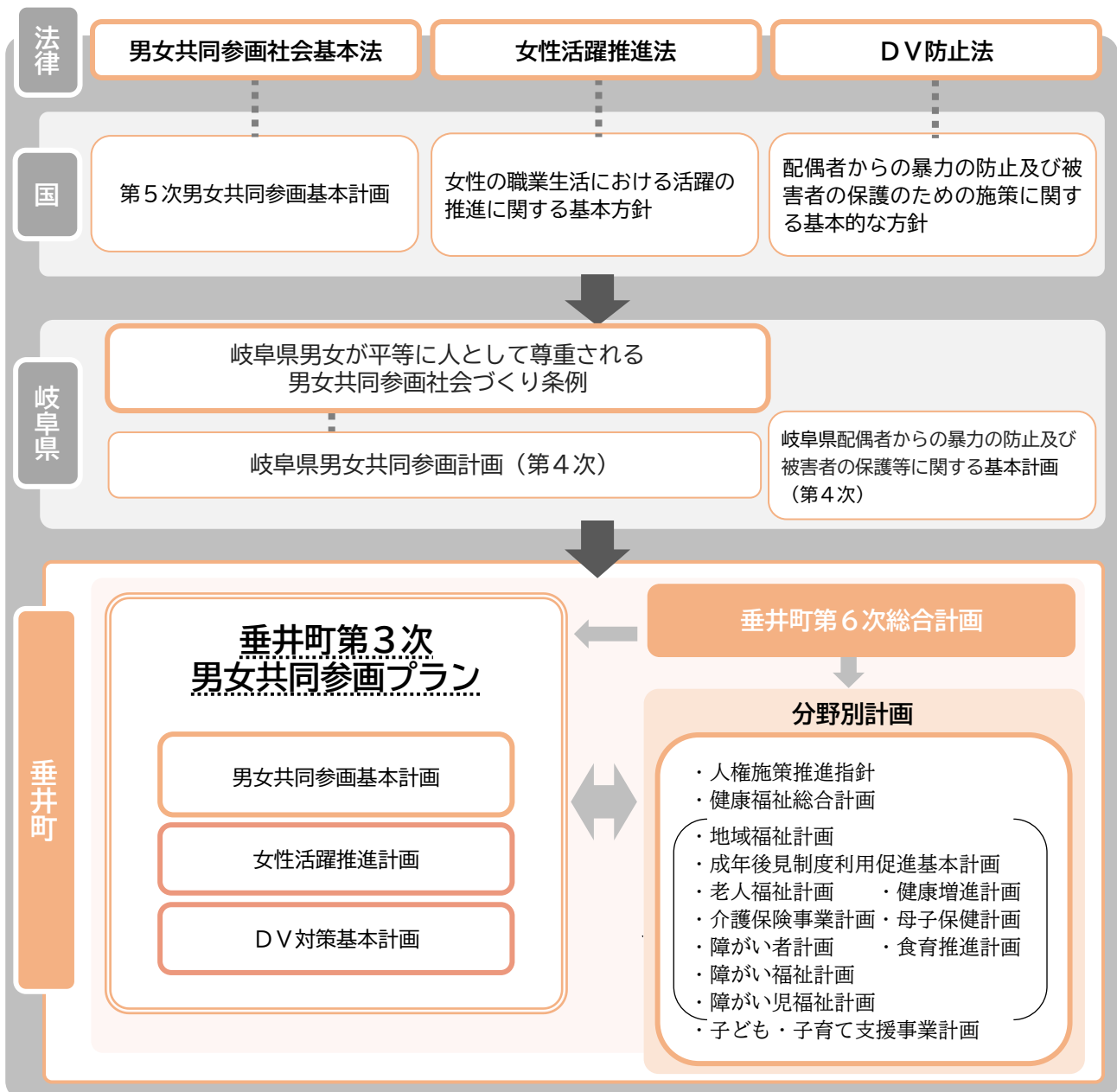
2 プランの期間

本プランの期間は、令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や取組の進捗状況などに応じて、柔軟にプランの見直しを行います。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
									

3 プランの位置付け

- 本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- 本プランは、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- 本プランは、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく「DV対策の基本計画」として位置付けます。
- 本プランは「垂井町第 6 次総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 4 次）」を踏まえて策定します。



4 国の動向

(1) 第5次男女共同参画基本計画

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づき平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに基本計画が見直され、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定、令和2年には、「第5次男女共同参画基本計画」を策定しました。

1 第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- 1 新型コロナウイルス感染症と「新たな日常」への対応
- 2 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 3 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- 4 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- 5 デジタル化社会への対応 (Society 5.0)
- 6 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- 7 頻発する大規模災害
- 8 SDGs の達成に向けた世界的な潮流

I	あらゆる分野における女性の参画拡大
	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	第3分野 地域における男女共同参画の推進
	第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現
	第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
	第7分野 生涯を通じた健康支援
	第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

今後強調すべき視点

新たに「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れ、ダイバーシティの視点を踏まえた取組の必要性がある。

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

国では、平成27年に女性活躍推進法が制定され女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられました。令和元年には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化などを内容とする法改正を行いました。

また、「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」は、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年政府決定しています。

女性版骨太の方針 2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022）

- 1 女性の経済的自立
- 2 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- 3 男性の家庭・地域社会における活躍
- 4 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

国では、平成13年に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としてDV防止法が制定され、平成16年、平成19年、平成25年及び令和元年に改正されました。

また、「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）2. 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」に配偶者などからの暴力への対策の強化が記載されています。

配偶者等からの暴力への対策の強化（女性版骨太の方針 2022）

- 1 配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討
- 2 配偶者暴力対策の抜本強化
- 3 非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）への対応
- 4 ストーカー対策の強化

5 岐阜県の動向

(1) 岐阜県男女共同参画計画（第4次）

岐阜県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年10月9日、岐阜県議会において、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が可決され、同年11月1日から施行されました。また、平成31年3月に「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」が策定されました。

1 岐阜県男女共同参画基本計画（第4次）の計画体系

1 あらゆる分野における男女共同参画

県民一人ひとりがあらゆる分野で、性別にかかわらず、主体的な生き方をするための多様な選択や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 働く場における男女共同参画

働く場において、男女が共に能力を最大限発揮して、いきいきと働き、活躍できる社会の実現を目指します。

3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現

性別を理由とする差別や人権侵害を受けることなく、男女が人権としての性と相互の人格が尊重される社会の形成や男女が共に、生涯にわたり健康で、安全に、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

4 男女共同参画推進の基盤づくり

男女平等に根ざす教育が、家庭、学校、地域などにおいて行われ、自らの希望するライフスタイルを選択する際に性別が障害となることのないよう、男女が共に必要な知識などを身につけ、自己の能力を開発、向上させていくことができる環境を目指します。

(2) 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）

岐阜県では、平成31年3月に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

1 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）の計画体系

1 暴力を許さない社会づくり

DVは身近にある重大な人権侵害であり、社会全体で考えるべき問題であるということを県民一人ひとりがよく理解し、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持ち、自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重される社会づくりを目指します。

2 安心して相談できる体制づくり

被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談ができ、かつ良質な相談や必要な情報が得られる体制づくりを目指します。

3 安全が保障される保護体制づくり

被害者や同伴者などの安全が保障される保護体制づくりを目指します。

4 実効性のある自立支援体制づくり

各関係機関が、被害者の置かれている状況に対する認識を共有しながら連携を図り、被害者の意思が尊重される形で生活再建の道筋が見つけられるよう、自立に向けた実効性のある支援体制づくりを目指します。

5 被害者支援のための体制づくり

被害者への支援を円滑に実施するために、配偶者暴力相談支援センター、警察、県及び市町村の関係機関のほか、被害者支援に関わるすべての機関が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携して取り組む体制づくりを目指します。

6 SDGsに関連する取組

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までの国際目標です。SDGsには、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

< SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標 >

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本プランでは、第4章の各施策において、以下の関連する目標の実現を目指していきます。

目標1 貧困をなくそう



目標8 働きがいも経済成長も



目標3 すべての人に健康と福祉を



目標10 人や国の不平等をなくそう



目標4 質の高い教育をみんなに



目標11 住み続けられるまちづくりを



目標5 ジェンダー平等を実現しよう



目標16 平和と公正をすべての人に



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう



第2章 垂井町の現状

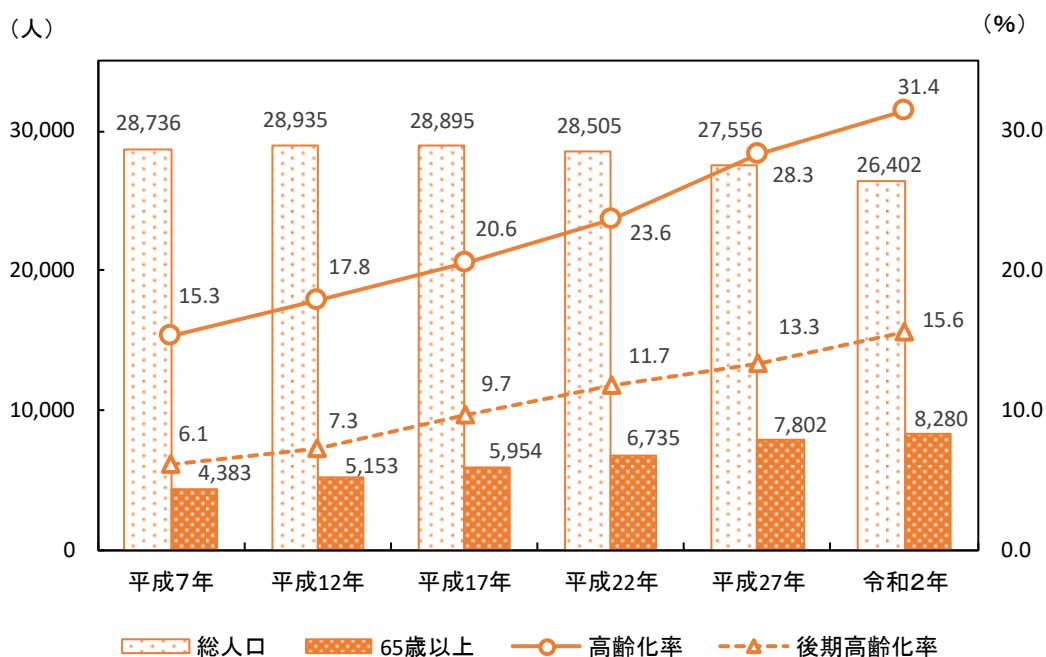
1 人口

(1) 垂井町の人口と高齢化率の推移

本町の人口は、令和2年の国勢調査によると26,402人となっており、平成12年に減少に転じ、平成27年度以降減少が拡大しています。

総人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和2年は8,280人、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は31.4%となり、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）も15.6%となっています。

図表1 垂井町の人口と高齢化の推移



資料：国勢調査

2 人口ピラミッド

(1) 人口ピラミッド

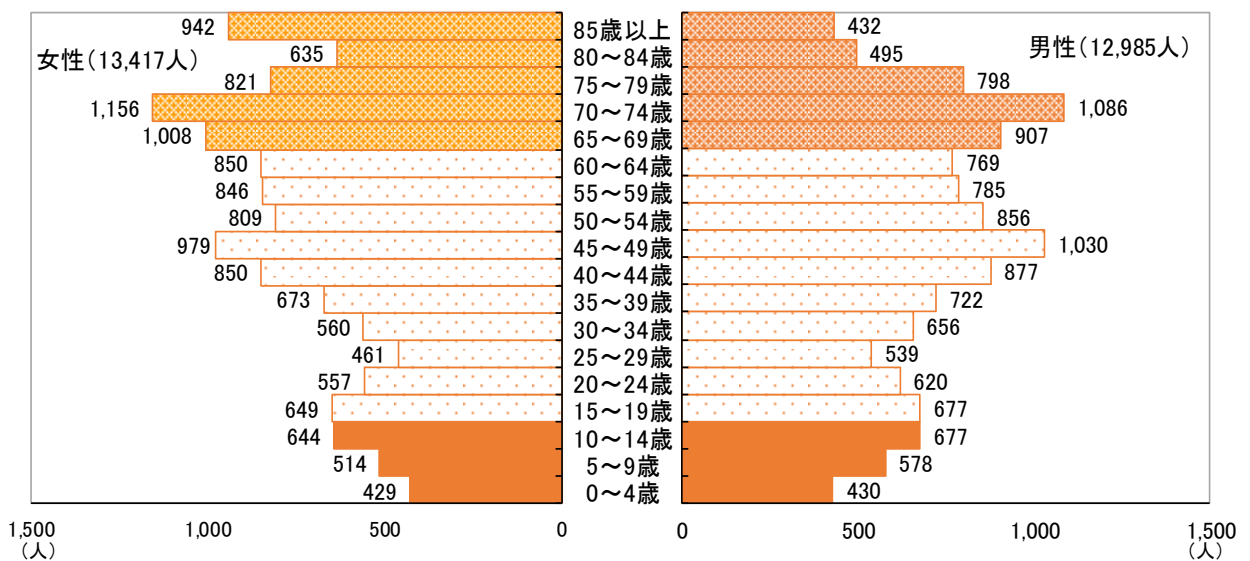
令和2年と平成12年の人口ピラミッドを比べると、令和2年は65歳以上の層が増加し、特に女性の85歳以上は大幅な増加となっています。また、20～39歳までの層で男女ともに大幅な減少となっています。

性別にみると、80歳以上は、女性が男性を大きく上回っています。

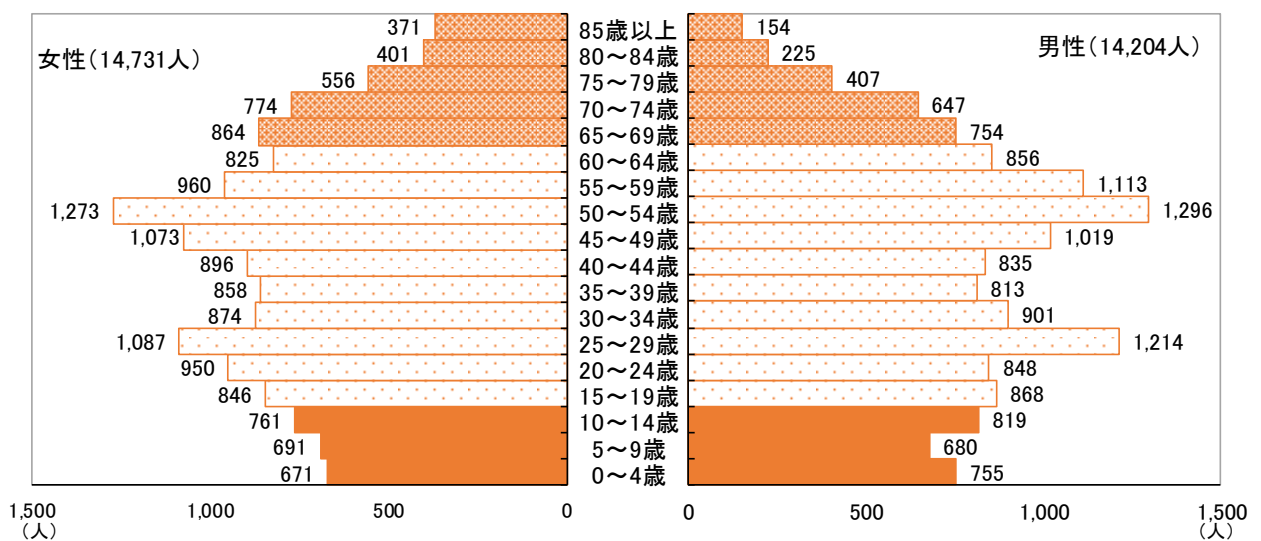
団塊の世代が含まれる70～74歳の層と団塊ジュニアが含まれる45～49歳の層は、男女ともに多くなっています。

図表2 人口ピラミッド

令和2年



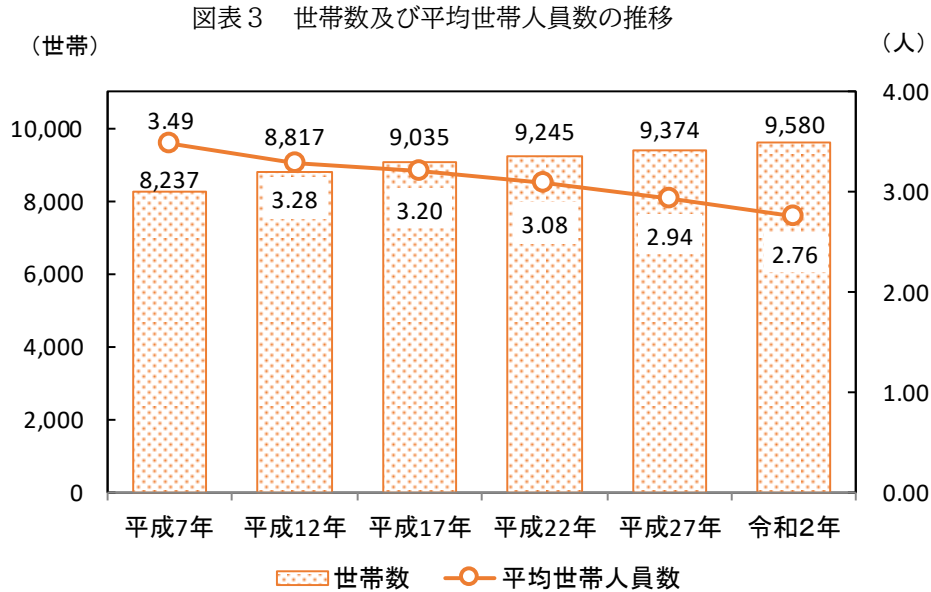
平成12年



3 世帯の状況

(1) 世帯数及び平均世帯人員数の推移

世帯数は年々増加を続けており、令和2年は9,580世帯となっています。平均世帯人員数については、減少傾向にあります。

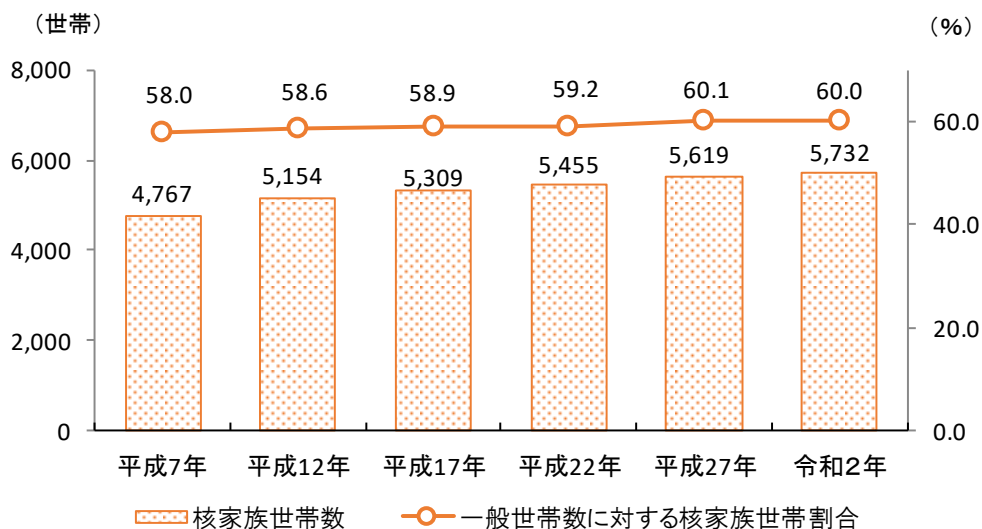


資料：国勢調査

(2) 核家族世帯数及び一般世帯数に対する核家族世帯の割合

核家族世帯数は増加を続けており、令和2年は5,732世帯となっています。一般世帯に対する核家族世帯割合については上昇傾向にありましたが、令和2年は平成27年度とほぼ変わらない60.0%となっています。

図表4 核家族世帯数及び一般世帯数に対する核家族世帯の割合



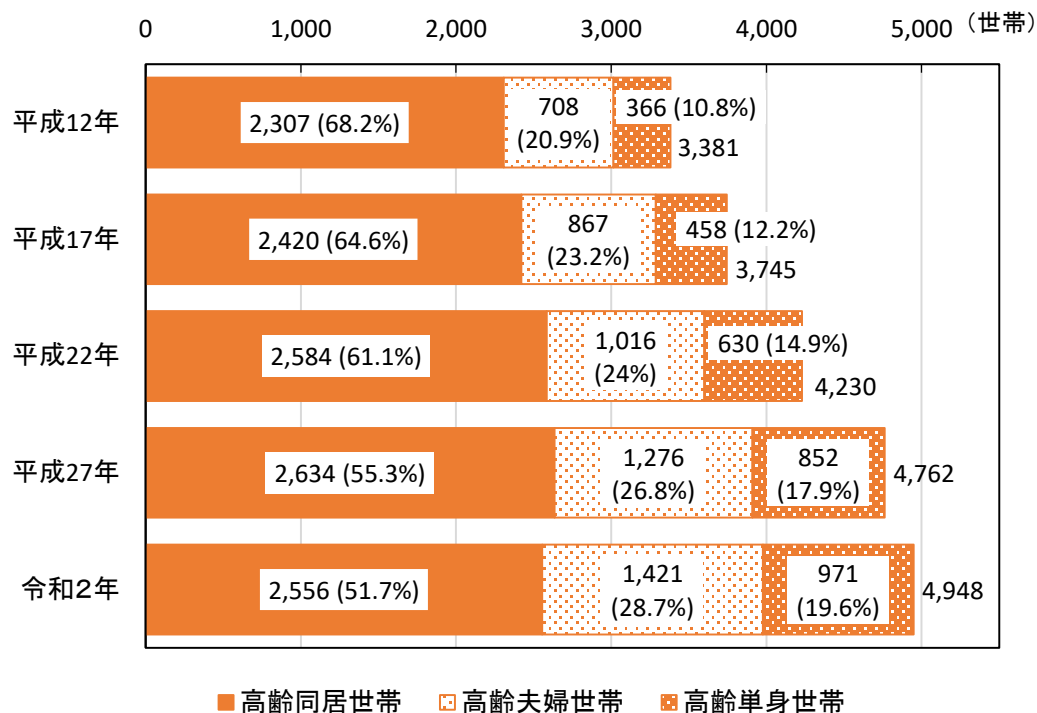
資料：国勢調査

(3) 高齢者のいる世帯の推移

令和2年の国勢調査によると、本町の高齢者のいる世帯は4,948世帯となっており、20年間に約1.5倍となっています。

このうち、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯（夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合が大幅に増加し、同居世帯の割合が減少しています。

図表5 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

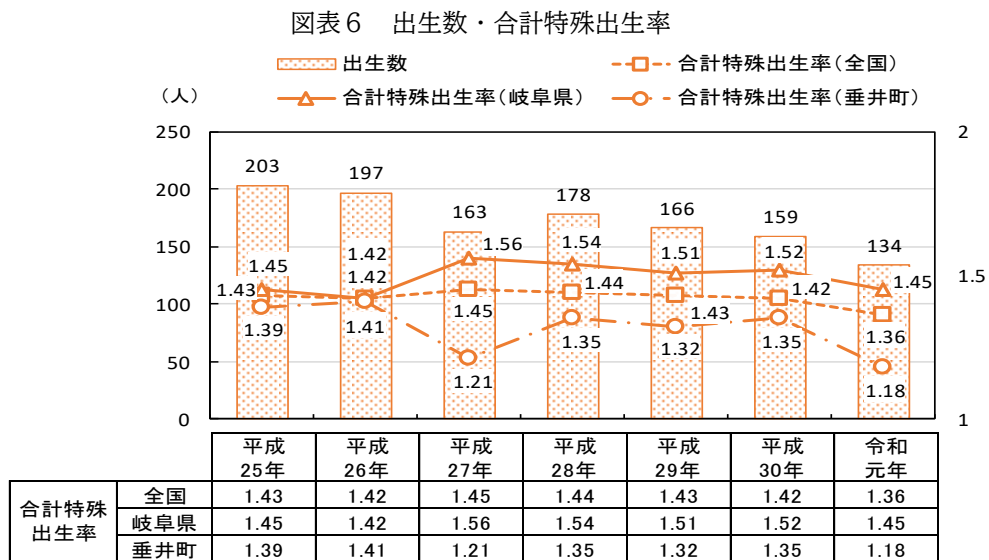
4 少子化の状況

(1) 出生数・合計特殊出生率

令和元年の出生数は134人となっています。平成28年は178人とやや多くなっていますが、その後は減少傾向で推移しています（図表6）。

合計特殊出生率は、平成26年は本町が全国、岐阜県とほぼ同じでしたが、それ以降は全国、岐阜県を下回っています（図表6）。

母親の年齢別にみると、25～34歳が全体の約6～7割を占めていますが、25～29歳の割合が低くなる傾向にあり、令和元年で23.88%となっています（図表7）。



資料：西濃地域の公衆衛生

(注) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

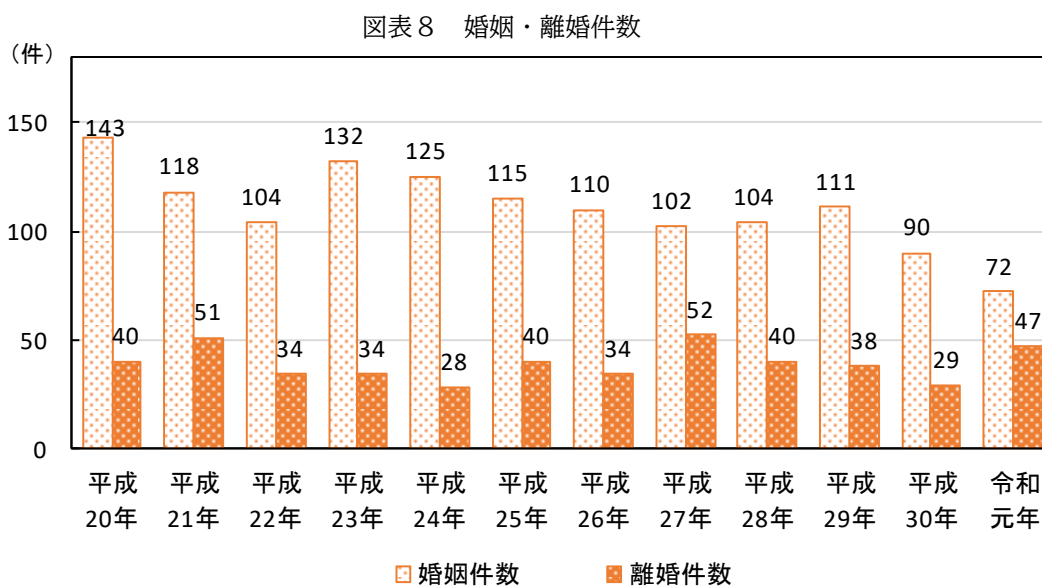
図表7 母親の年齢階級ごとの出生数及び構成比

母親の年齢	H27年		H28年		H29年		H30年		R元年	
	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)
15～19歳	3	1.84	1	0.56	1	0.60	4	2.52	0	0.00
20～24歳	10	6.13	15	8.43	13	7.83	11	6.92	10	7.46
25～29歳	58	35.58	49	27.53	48	28.92	47	29.56	32	23.88
30～34歳	55	33.74	60	33.71	56	33.73	61	38.36	57	42.54
35～39歳	32	19.63	44	24.72	34	20.48	32	20.13	30	22.39
40～44歳	5	3.07	9	5.06	13	7.83	4	2.52	5	3.73
45～49歳	0	0.00	0	0.00	1	0.60	0	0.00	0	0.00
計	163	99.99	178	100.01	166	99.99	159	100.01	134	100.00

資料：西濃地域の公衆衛生

(2) 婚姻・離婚件数

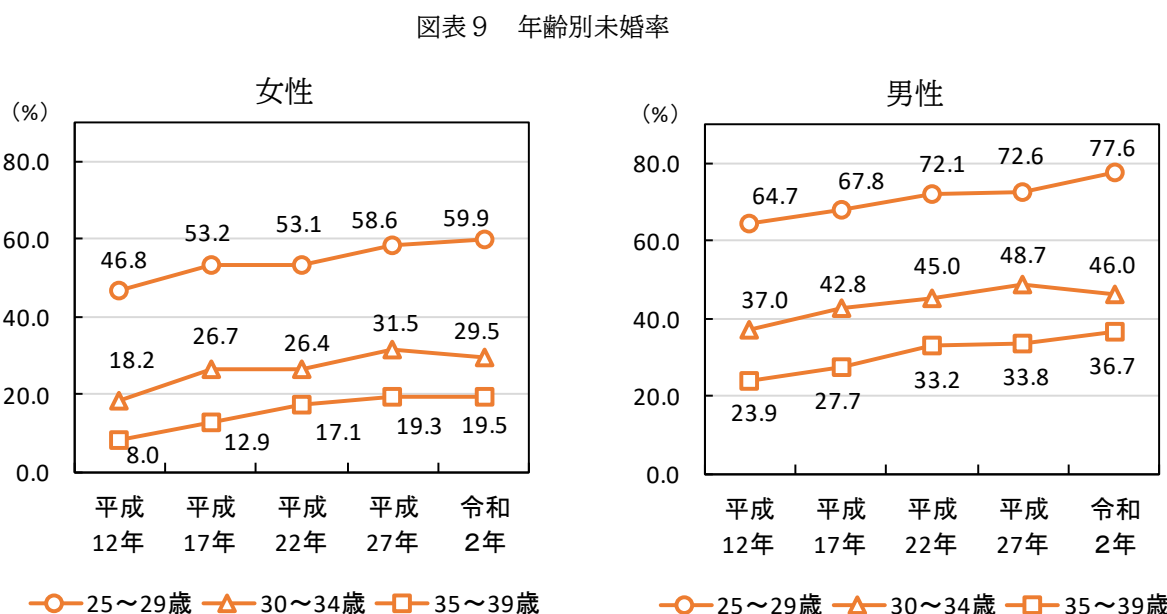
令和元年の婚姻件数は72件で、平成20年以降減少傾向にあります。平成27年以降の離婚件数は、減少傾向にありましたが、令和元年に47件と増加しています。



資料：岐阜県統計書

(3) 未婚率

男女ともに未婚率は上昇してきており、晩婚化・未婚化が進んでいますが、令和2年では男女共に30～34歳の未婚率が少し低下しました。



資料：岐阜県統計書

5 就業の状況

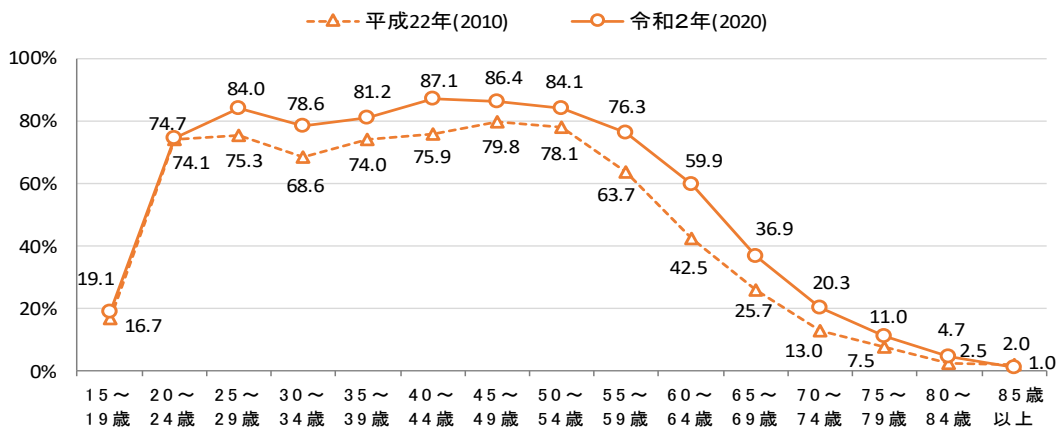
(1) 女性の労働力比較

女性の労働力率※は、結婚や出産の時期にあたる年代に一度降下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字型曲線を描いていますが、平成22年から令和2年にかけて徐々にM字カーブは緩やかになってきています。

M字カーブの緩やかになってきた背景として、未婚女性の増加や晩婚化が考えられます。また、産休・育休制度、時短勤務やリモートワークなどの育児をしながら働くことができる環境づくりが進められてきたことが一因と考えられます。

※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

図表10 女性の労働力比較（垂井町、平成22年・令和2年）

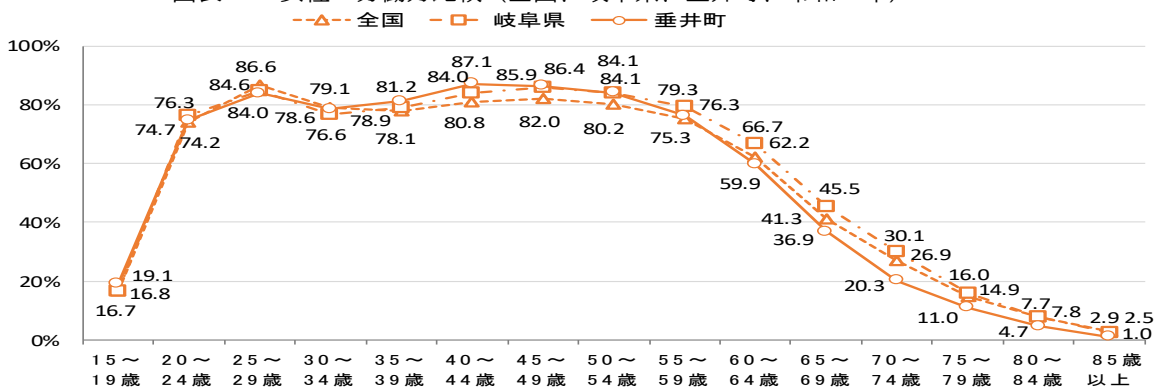


資料：国勢調査

(2) 女性の労働力比較（全国、岐阜県、垂井町）

本町の令和2年の女性の労働力率をみると、女性の年齢階級別就業率におけるいわゆるM字カーブは解消傾向にあります。年代別では特に40～54歳で国より約5ポイント高く、65～74歳では国より約5ポイント、県より約10ポイント低くなっています。

図表11 女性の労働力比較（全国、岐阜県、垂井町、令和2年）

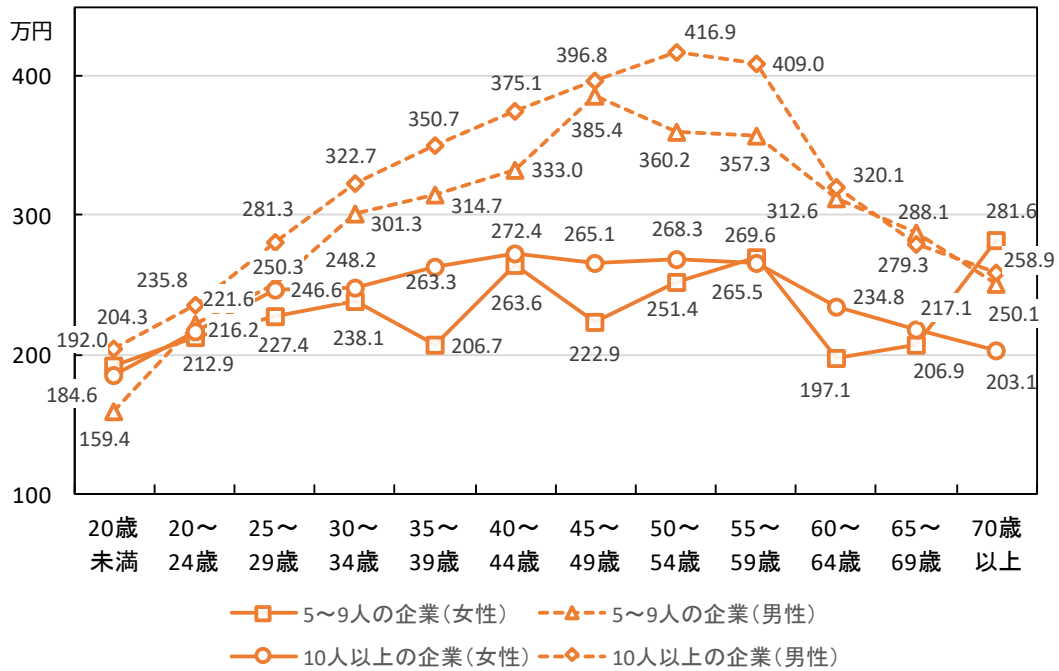


資料：国勢調査（令和2年）

(3) 給与格差

岐阜県における年齢別給与額をみると、30～50代の男女差が大きくなっています。

図表 12 年齢階級別決まって支給する現金給与額（岐阜県、令和3年度）

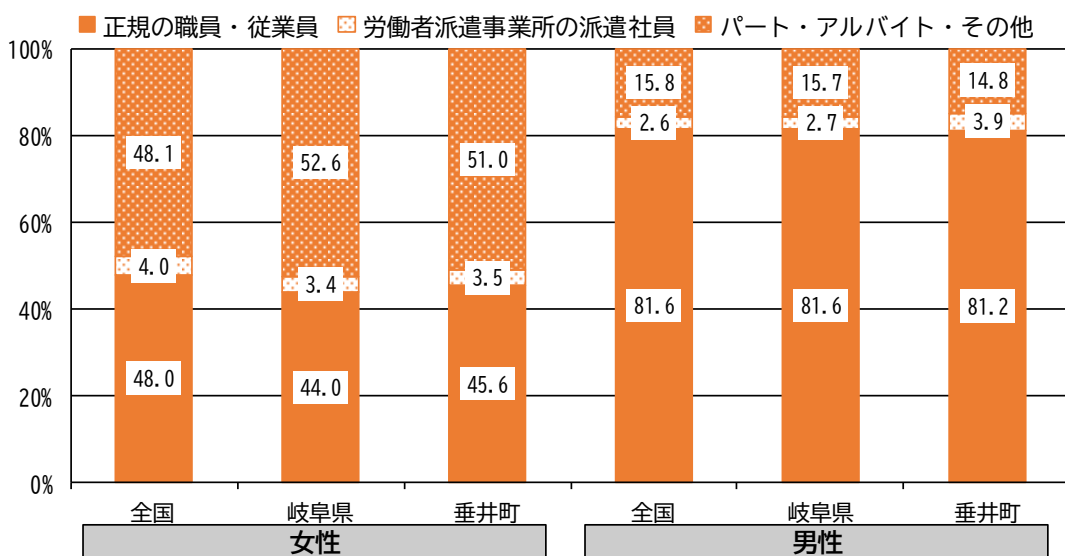


資料：賃金構造基本統計調査

(4) 性別の雇用形態

女性をみると、垂井町は「正規の職員・従業員」の割合が全国よりも低く、岐阜県よりも高くなっています。男性をみると、大きな差はなく、いずれも「正規の職員・従業員」が約8割となっています。

図表 13 性別の雇用形態



資料：国勢調査（令和2年）

第3章 計画の体系

1 基本理念

近年の人口減少や少子高齢化の進行による人口構成の大きな変化、家庭のあり方の変化、個人の価値観が多様化する中、男女が互いに個人を尊重しつつ、多様な性が認められ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本町では、平成15年1月に「垂井町男女共同参画プラン」を策定し、学校教育や社会教育の中における教育・啓発活動、仕事と子育ての両立を図るための保育サービスの充実などを推進してきました。また、平成25年3月に策定した「垂井町第2次男女共同参画プラン」において「女と男がともに認め合い、ともに輝くまち」を基本理念として計画を推進してきました。新たな男女共同参画プランの策定にあたっては、これまでの基本的な考え方を継承するとともに、あらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが性別に関係なく、誰もが尊重され、多様な生き方を実現できる社会を目指し、基本理念を次のとおりとします。

○基本理念

「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく輝くまち」



2 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革の推進

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会です。その社会を実現するために、人々の意識や社会の中で根強く残っている性別に基づく固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）などを変えていく必要があります。

国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」では、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等の促進とすべての女性の能力強化の達成が目標となっています。男女共同参画社会の形成にあたっては、その根本となる人権を尊重することのできる人の育成が欠かせません。そのため、家庭や学校、地域などのさまざまな活動の場において、性別に捉われずお互いに認め合う意識の浸透が必要となります。

住民意識調査では、男女共同参画社会やジェンダー、ワーク・ライフ・バランスなどの認知度は上昇し、男女共同参画に対する関心が高まっていることがうかがえます。こうした状況を受けて、本町における人権と男女共同参画に関する固定的な役割分担意識などの意識改革を一層進めるため、男女共同参画の広報、啓発活動の充実を図ります。また、旧来の社会制度や慣行に捉われない意識と多様な「性的指向・性自認」の理解を幼少期から啓発するなど、幅広い年齢層を対象とした男女共同参画意識の理解促進を図ります。

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

男女共同参画社会においては、誰もが地域づくりの担い手として、その能力を十分に発揮し、一人ひとりが平等に参画する機会が確保されることが重要です。また、誰もがライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方が実現でき、働きたい人が性別に関わりなく個性と能力を発揮できる機会の確保とともに、あらゆるハラスメントを許さない職場環境の整備が必要です。

本計画においては、女性活躍推進法に基づき女性の就労環境改善のため、町内事業所に対して労働局と連携のもと一般事業主行動計画の策定の啓発を行うなどの取組を進めます。

また、地域活動においては、自治会やまちづくり協議会など地域に根ざした団体における女性の参画がさらに進むとともに、誰もが積極的に地域活動に参画し、互いに支え合う地域づくりを推進します。特に、男女共同参画の視点からの災害対応は、災害に強い社会の実現にとって必要不可欠であり、防災分野において、女性をはじめ多様な視点が反映されるよう取組を進めます。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心を感じることができる暮らしの実現

男女共同参画社会を形成していく上で配偶者などに対する暴力（DV）は、人権を侵害する重大な行為であり、根絶すべき重要な課題となります。そのため、相談を促す広報・啓発や相談しやすい体制の整備などにより潜在化の防止を図るとともに、被害に悩む人を救済できる体制の連携を進めます。

また、誰もが共に安心して暮らしていく上で最も基本的なことは、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることです。ライフステージに応じた切れ目のない健康づくりとともに、性別などに関わらず身体や性について正しく理解し、生涯を通じた健康及び妊娠・出産などに関する支援を行うとともに、誰もが自立し、社会を支える一員となるため、安心して暮らすことができる社会を目指します。

さらには、性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが主体的に社会に参画し、社会から孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に取り組みます。



3 施策体系（施策の方向と内容）

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革の推進	
1 男女共同参画に向けた意識改革の推進	(1) 男女共同参画に関する広報、啓発の充実
2 男女共同参画に向けた教育の推進	(1) 学校などにおける人権教育及び男女共同参画の推進 (2) 生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実
基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	
3 雇用などにおける女性活躍の推進 【女性活躍推進計画】	(1) 就労の場における男女共同参画の促進 (2) 女性の再就職などの支援 (3) 農林業、商工自営業における女性の能力発揮支援 (4) 職場におけるハラスメントの防止
4 政策・方針など決定過程への男女共同参画の促進	(1) 審議会などへの女性の登用の推進 (2) 管理職への女性の積極的登用の推進
5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり	(1) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実 (2) 男性の育児・介護参画の支援 (3) 介護を支援する環境の整備 (4) 事業所などに対する啓発と取組への支援
6 地域活動における男女共同参画の促進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心を感じることができる暮らしの実現	
7 あらゆる暴力の根絶 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画】	(1) DV・ハラスメントの防止・啓発の推進 (2) 安心して相談できる体制の整備 (3) 被害者支援体制の充実
8 生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進 (2) 性と生殖に関する健康支援の充実
9 複合的に困難を抱える人への支援	(1) 自立のための支援 (2) 多様な主体が安心して暮らせる環境の整備

第4章 施策の方向と内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革の推進

1 男女共同参画に向けた意識改革の推進



現状と課題

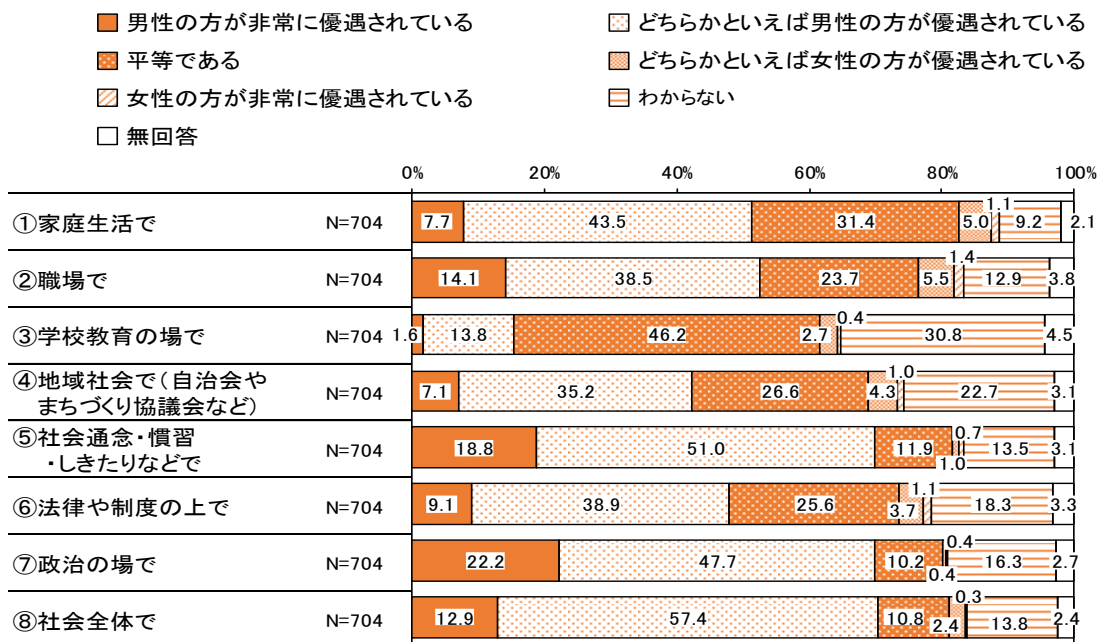
私たちが実現すべき男女共同参画社会とは、「女だから」「男だから」といった性の違いに捉われることなく、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていける社会です。

しかしながら、私たちの日々の生活においては、性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、そのことが個人の生き方を狭めている原因の一つとなっています。

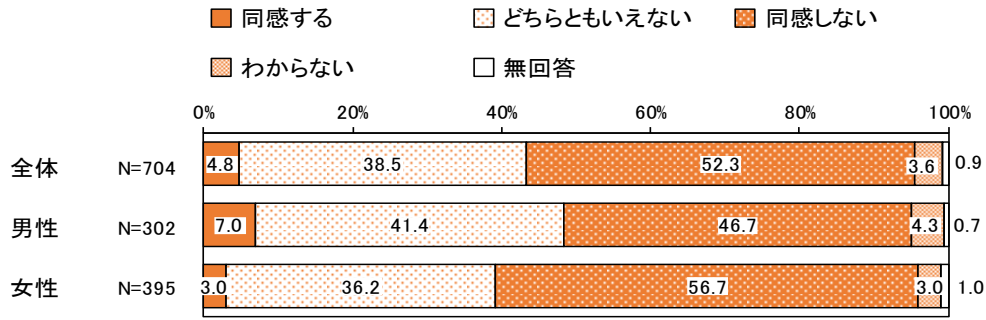
住民意識調査によると、「各分野での男女の平等」（図表 14）については、「平等である」との認識は、「③学校教育の場で」が46.2%、「④地域社会で（自治会やまちづくり協議会など）」が26.6%と多く、一方で「⑤社会通念・慣習・しきたりなどで」（11.9%）「⑧社会全体で」（10.8%）「⑦政治の場で」（10.2%）では10%台にとどまっています。また、「男は仕事、女は家庭という考え方」（図表 15）については、「同感する」が4.8%、「同感しない」が52.3%となっており、これを性別で見ると、男性に比べ女性で「同感しない」が10ポイント多くなっています。

このような結果からも、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識が依然としてみられ、男女共同参画社会の実現には、多くの課題を残していることがうかがえます。

図表 14 各分野での男女の平等



図表 15 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



施策の方向

(1) 男女共同参画に関する広報、啓発の充実

広報紙、ホームページなどあらゆる媒体や機会を有効に活用し、男女の固定的な性別役割分担意識や性差による偏見に捉われない、男女共同参画の視点からの広報・啓発活動に取り組みます。

施策の内容

(1) 男女共同参画に関する広報、啓発の充実

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
1	広報紙、ホームページなどによる周知・啓発	・ 広報紙やホームページなどで男女共同参画及び人権に関する周知・啓発を行います。	企画調整課
2	人権フォーラムの開催による啓発	・ 毎年、さまざまなテーマを取り上げた講演、小中学生の人権作文の発表などを内容とした人権フォーラムを開催し、性差を含めた各種人権問題についての啓発を推進します。	生涯学習課 健康福祉課
3	人権週間などを活用した啓発	・ 人権週間、男女共同参画週間など多様な機会を活用して、女性、子ども、障がい者、同和など、すべての人権についての啓発を推進します。	健康福祉課

目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
「男女共同参画社会」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	57.1%	70.0%	企画調整課
「垂井町男女共同参画プラン」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	18.9%	30.0%	企画調整課
(新) 男女共同参画に関する広報紙・ホームページなどによる啓発回数	12回	12回	企画調整課

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値



2 男女共同参画に向けた教育の推進



現状と課題

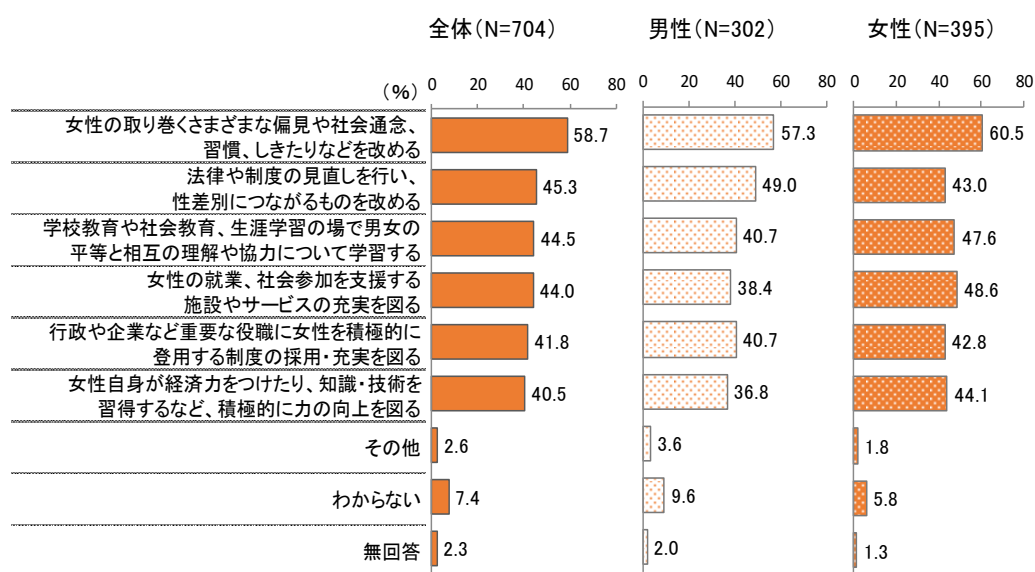
性別に関わらず、すべての人が平等であるという意識を育てていくためには、幼少期からの継続的な意識啓発が重要です。

住民意識調査によると、「女性の取り巻くさまざまな偏見や社会通念、習慣、しきたりなどを改める」が58.7%と最も多くなっています。性別で見ると、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」が男性に比べ女性で10.2ポイント多くなっています。

このように、さまざまな偏見や社会通念、習慣、しきたりを改め、すべての人が違いを認め合い、対等な関係を尊重し、その個性や能力を伸ばせるような生涯を通じて学習する機会を提供していく必要があります。

そのため、家庭や学校、地域生活の中で男女共同参画や人権尊重に関する教育を行うなど、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるような学習機会の充実を図る必要があります。

図表 16 男女平等になるために重要なこと



施策の方向

(1) 学校などにおける人権教育及び男女共同参画の推進

幼少期から男女共同参画意識を身につけ行動できるよう、男女の性を踏まえた上で、固定的ではなく、一人ひとりが持つ個性や能力を發揮できる教育環境の整備を進めます。

(2) 生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実

性別に関わらず幅広い年齢層を対象に、家庭への啓発や社会教育活動を進め、男女共同参画についての正しい知識の周知を図り、男女共同参画の考え方に基づいた一人ひとりの行動を促します。

施策の内容

(1) 学校などにおける人権教育及び男女共同参画の推進

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
4	学校などにおける男女共同参画に向けた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園、学校、家庭及び地域における男女の相互協力や男女の対等な社会参画、多様な性的指向・性自認について理解促進を図るとともに、人権意識が高い思いやりのある園児、児童生徒を育成します。 ・園児、児童生徒、一人ひとりが持つ個性や能力を發揮できる教育を推進します。 	子育て推進課 (こども園) 学校教育課 (小・中学校)
5	男女共同参画の視点に立った情報教育、進路指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた情報モラルやマナーに関する指導の充実を図ります。 ・進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行います。 	学校教育課 (小・中学校)
6	人権に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> ・命の尊さ、互いの性を尊重する人権意識が高く思いやりのある園児や児童生徒を育成するため、学校などでの教育活動を通して、人権教育を充実します。 	子育て推進課 (こども園) 学校教育課 (小・中学校)
7	教職員などを対象とした研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び保育士に対して、男女共同参画の視点に立った取組を実施できるよう、研修機会の提供と内容の充実を図ります。 	子育て推進課 学校教育課

(2) 生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
8	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・性別に関わらず、住民一人ひとりが生涯にわたり、あらゆる世代がライフステージに応じた学習プログラムに参加できるよう、特色ある講座、教室の開催及び住民主体による講座の企画・運営の促進に取り組めます。 ・講演会などの開催により学習機会を提供する際には、開催日時への配慮や託児サービスを用意するなど、性別に関わらず誰もが参加しやすい条件となるよう開催します。 	生涯学習課 関係各課
9	関連図書・学習資料の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性・男性問題に関する図書、児童用ジェンダー学習資料の充実を進めます。 ・男女共同参画週間を中心に、定期的に男女共同参画図書コーナーを設置します。 	タルイピア センター

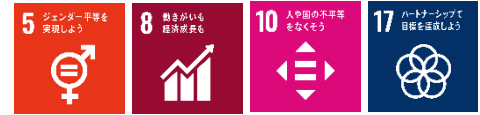
目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
男女の地位の平等 「平等である」と答えた人の割合			企画調整課
・家庭生活	31.4%	50.0%	
・学校教育の場	46.2%	60.0%	
・地域社会	26.6%	50.0%	
・社会通念・慣習・しきたり	11.9%	30.0%	
・社会全体	10.8%	30.0%	

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

3 雇用などにおける女性活躍の推進【女性活躍推進計画】



現状と課題

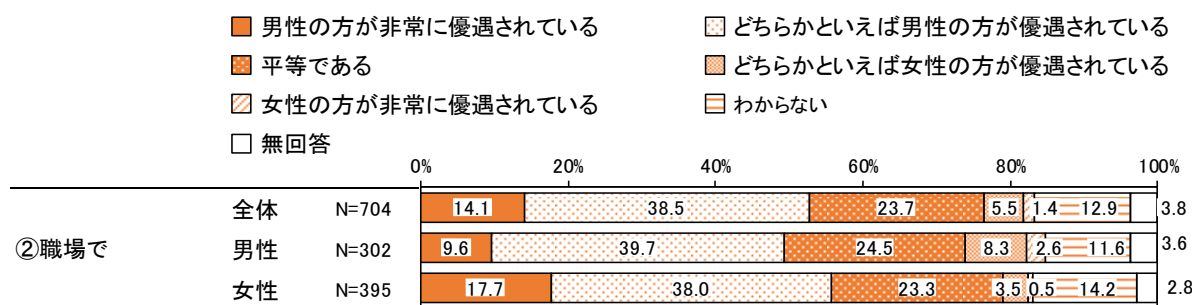
近年では、「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」など法律の施行や制度の整備が進められ、女性の働く環境は大きく変わりました。しかしながら、雇用状況や昇進・賃金など、依然として性別を理由とする格差があり、男女における不平等感の解消には至っていないのが現状です。

住民意識調査によると、『男性の方が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計）が52.6%となっています（図表17）。

女性の社会進出を進めるためには、家庭と仕事の両立支援が重要なことから、保育・介護支援などの公的サービスの充実のほか、職場における固定的な性別役割分担意識の解消を進める必要があります。

また、女性の起業支援やキャリアアップ支援に努めるとともに、結婚・出産・育児のために仕事を辞めても、これまでの経験を活かして再び働くことができるよう、再就職などの支援の仕組みを充実する必要があります。さらには、セクハラやパワハラなどの職場におけるハラスメントを防止し、労働者が安心して働くことができる職場環境づくりに取り組む必要があります。

図表17 職場での男女平等



施策の方向

(1) 就労の場における男女共同参画の促進

男女雇用機会均等法など法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、労働者が性別により差別されることなく、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

(2) 女性の再就職などの支援

結婚、出産、育児などのために仕事を辞めたり、諦めたりした女性がこれまでの経験を活かし再び働くことができるよう支援するなど、女性が安心して職業生活を送ることができる環境の整備を図ります。

(3) 農林業、商工自営業における女性の能力発揮支援

農業従事者や商工自営業者の女性の経済的地位の向上、就業条件の改善がみられるよう、情報提供を行うとともに啓発を進めます。また、農業従業者については、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定についての理解の促進を図ります。

(4) 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、働く人の人格や尊厳を傷つけるものであることを企業や事業所に広く普及・啓発するなど、あらゆるハラスメントを防止し、すべての人が働きやすい職場環境づくりを進めます。

施策の内容

(1) 就労の場における男女共同参画の促進

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
10	就労の場における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none">・岐阜労働局などの関係機関と連携して労働安全衛生などの労働条件の向上、適正な雇用・労働環境の整備推進を啓発します。・女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場づくりに向け、男女の雇用機会の均等を図るよう事業所への啓発に取り組みます。・女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定が進むよう、岐阜労働局などの関係機関と連携して啓発を図ります。・県、関係機関などと連携して事業所へICTなどの技術活用やテレワークなどの多様な働き方ができるよう情報提供を行います。	産業課

(2) 女性の再就職などの支援

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
11	女性の再就職・起業支援	<ul style="list-style-type: none">・ハローワークなどの関係機関と連携して結婚や出産、育児などの理由で離職した女性が再び働くことができる支援に取り組みます。・起業を考えている女性に対して、関係機関と連携して相談窓口の設置やセミナー開催による支援を行うほか、必要な情報提供を行います。	産業課

(3) 農林業、商工自営業における女性の能力発揮支援

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
12	農林業・商工自営業に従事する女性の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が農林業の技術や経営能力の向上を図ることにより、農林業のさまざまな分野で女性の参画が進むよう、地産地消の取組、農産物・加工品のブランド開発、起業などについての情報提供や働きかけを行います。 ・農林業に携わる女性や商工自営業を支える女性の経済的地位の向上、就業条件の改善が図られるよう、情報提供を行うとともに、広報紙や関係団体を通じて啓発活動を推進します。さらには、農林業従事者については、家族経営協定についての情報提供を推進します。 	産業課

(4) 職場におけるハラスメントの防止

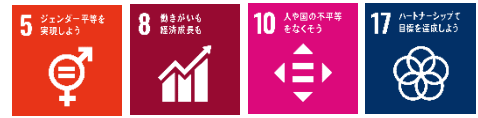
施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
13	あらゆるハラスメントの防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護などに関するハラスメントの認識を高めるための啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。 ・町の組織においては、ハラスメントのない良好な勤務環境を確保するため、ハラスメント防止に関する研修会や職員を対象に意識調査を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知を行います。 	総務課 企画調整課 子育て推進課 保健センター 産業課

目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
職場での男女平等「平等である」と答えた人の割合（全体的には）	23.7%	40.0%	企画調整課
（新）「男女雇用機会均等法」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	75.0%	85.0%	企画調整課
（新）「女性活躍推進法」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	26.8%	40.0%	企画調整課

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値

4 政策・方針など決定過程への男女共同参画の促進



現状と課題

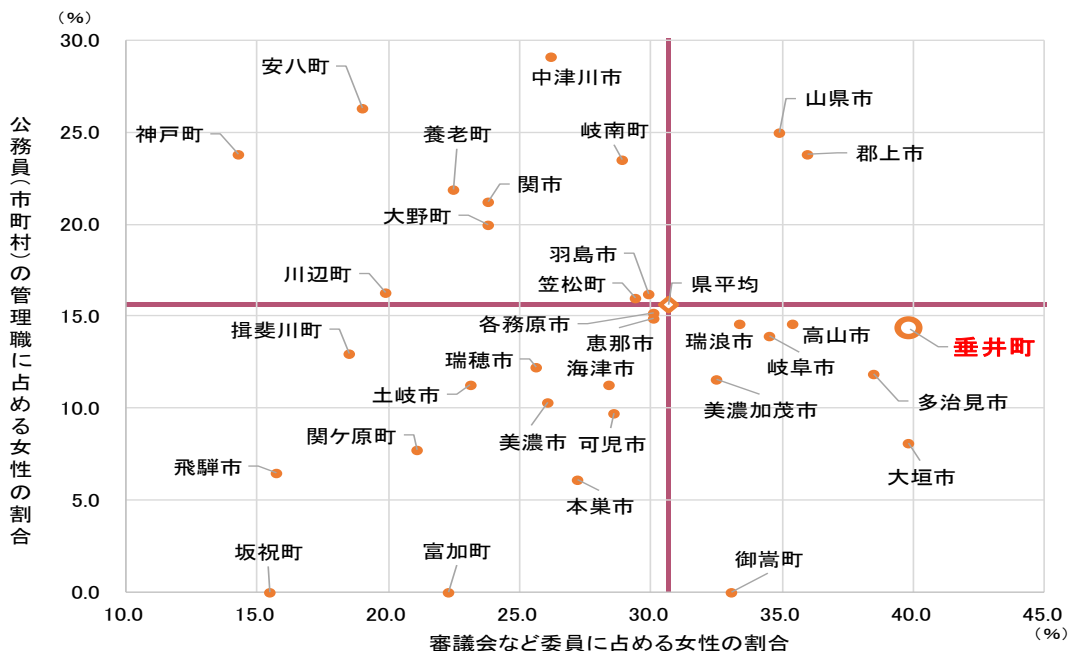
男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな制度や環境の整備が進められる中、日本は依然として世界的に見ても男性優位の社会であり、特に女性が管理職やリーダーとして活躍しているケースは多くありません。

世界経済フォーラムが発表する令和3年の国別の男女格差を測る指標（ジェンダー・ギャップ指数）によると、日本は156か国中120位で先進国の中で最低水準に位置しています。その理由は、政治と経済の分野のスコアが著しく低いことが大きな要因となっています。

本町においては、審議会委員の女性比率は令和3年度に39.9%と岐阜県で最も高い比率となっていますが、管理職の女性比率についてみると、県平均を下回っており、管理職に占める女性比率は42市町村中21位となっています。

女性が議会や行政の意思決定過程に参画することは、男女共同参画社会を実現する上で非常に重要なことから、多様な人材の能力の活用などの観点から重要な担い手としての女性の役割を認識し、政治・経済・社会など、さまざまな分野において女性が積極的に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

図表 18 管理職の女性比率×審議会委員の女性比率（令和3年度）



資料：内閣府 男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
※表記資料の審議会など委員に占める女性の割合（目標設定の対象である審議会などの目標及び現状値）の数値が記載されていない自治体は散布図から除外しています。

施策の方向

(1) 審議会などへの女性の登用の推進

女性が政治や社会の政策・方針を決める過程に参画することは、男女間の機会の平等という観点からも極めて重要なことから、審議会、委員会などの政策や方針決定過程の場に女性が参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 管理職への女性の積極的登用の推進

町における女性職員の管理職への積極的な登用を図るとともに、職員のキャリア開発や人材育成と幅広い分野の職務を経験できる人員配置を進めます。

また、団体、企業などにおいても管理職への登用を働きかけていきます。

施策の内容

(1) 審議会などへの女性の登用の推進

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
14	各種審議会などへの女性委員の登用促進	・各種審議会などへの女性委員の参画、登用を促進します。特に、女性委員がいない、もしくは少ない審議会などについては、関係課、関係団体への依頼を行い、女性の参画を促進します。また、女性委員の登用率を毎年度調査します。	全課

(2) 管理職への女性の積極的登用の推進

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
15	管理職への登用や人材育成などの推進	・町は民間のモデルとなるよう、性別にこだわらず、職域の拡大、各種研修機会の均等に努め、職員の資質向上を図るとともに、能力に応じて、女性の管理職などを登用していきます。 ・性別に関わらず、個人の個性と能力を十分に発揮できる人材を育成・活用するため、町人材育成基本方針に基づき研修内容の充実と参加促進に努めるとともに、幅広い分野の職務を経験できるような人員配置に努めます。	総務課

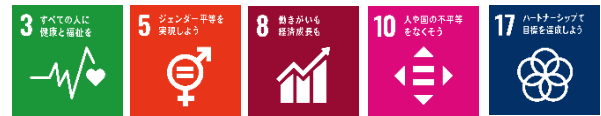
目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
審議会などに占める女性委員の割合	39.9%	50.0%	企画調整課
女性委員のいない審議会の割合	9.5%	0.0%	企画調整課

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値



5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり



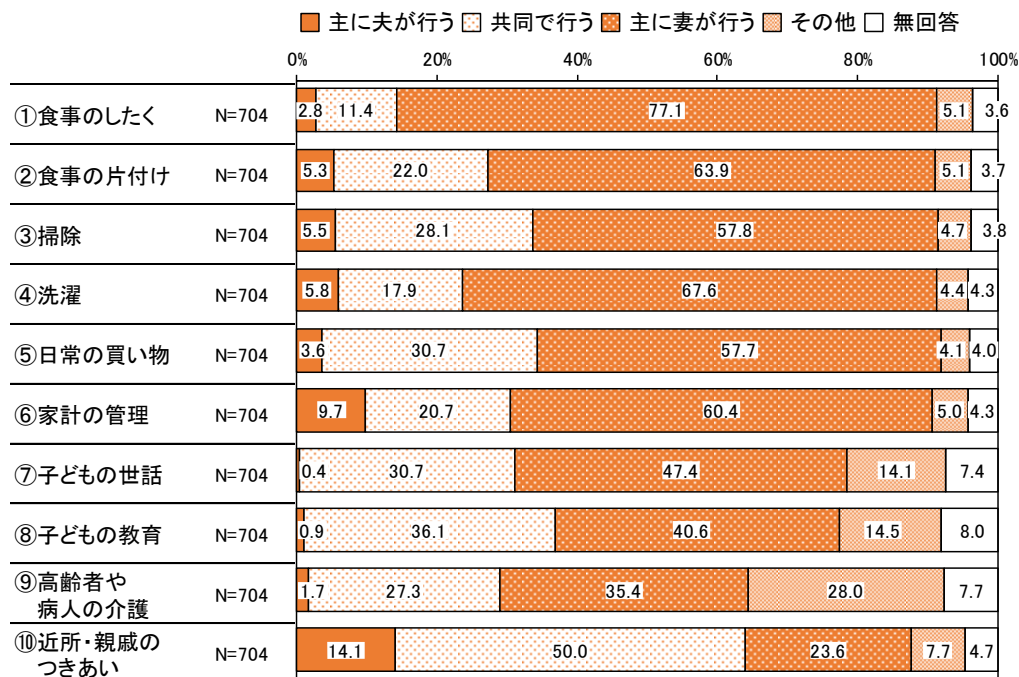
現状と課題

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしい生活を送ることは男女共同参画社会を目指す上でも大切なことです。

住民意識調査によると、「①食事のしたく」「②食事の片付け」「③掃除」「④洗濯」「⑤日常の買い物」「⑥家計の管理」など家事の多くを女性が担っている現状がありますが、前回の平成24年に実施した住民意識調査結果と今回の調査結果を比較すると、「共同で行う」と回答した割合は、「③掃除」では、前回19.0%に対して今回28.1%、「②食事の片づけ」では、前回15.1%に対して今回22.0%、「④洗濯」では、前回9.0%に対して今回17.9%とそれぞれ増加しており、少しずつですが変化がみられます。

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増える中、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、家庭・地域においても男女が共同で行うような意識を高める必要があります。

図表 19 日常的な仕事の役割分担



施策の方向

(1) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、保育サービスの充実に努めるとともに、相談窓口や交流の場の充実を図るなど、子育て支援策を充実していきます。

(2) 男性の育児・介護参画の支援

男女がともに育児・介護などを理由に仕事を辞めることなく働き続けられるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するとともに、男性の育児休業取得の促進や育児、介護などへの参加に対する意識の醸成に向けての取組を推進していきます。

(3) 介護を支援する環境の整備

介護によって離職せざるを得ない状況にならないように、家庭内において、女性だけではなく、男性も積極的に介護に関われるような環境づくりに努めるとともに、介護保険サービス、障がい福祉サービスなどを利用した介護者支援の充実を図ります。

(4) 事業所などに対する啓発と取組への支援

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に取り組むことは、従業員のモチベーションを高めるだけでなく、企業にとっても生産性の向上や優秀な人材の確保、企業のイメージアップにもつながっていきます。そのため、事業者に対して仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の必要性を啓発し、支援する施策の充実に取り組みます。

施策の内容

(1) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
16	多様な保育サービスの提供	・多様な働き方に応じて低年齢児保育、延長保育、病後児保育などの多様な保育サービスを提供します。 ・家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、育児相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備を推進します。	子育て推進課
17	子どもの居場所づくりの確保	・保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもたちの健全な育成を図るため、留守家庭児童教室などの子どもたちの居場所づくりを確保します。	子育て推進課

(2) 男性の育児・介護参画の支援

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
18	育児休業・介護休業制度の取得に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性、育児・介護休業制度に関する情報を提供し、休業取得に向けた啓発を行います。なお、町の組織においても積極的に男性職員の育児休業などの取得を推進します。 	総務課 企画調整課 産業課
19	男性の育児・介護などへの参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・父親のための子育て講座や料理教室などを開催し、男性の子育て支援や家事の自立を促進します。また、講座や教室の開催にあたっては、夫婦、家族などの参加を条件とするなど、男性が参加しやすい配慮を行います。 ・介護についても男女共同参画の考え方に立って、男性、女性の別なく介護を行うよう啓発を図ります。 	健康福祉課 保健センター 子育て推進課

(3) 介護を支援する環境の整備

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
20	介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で生活ができるようにするとともに、家族介護者に大きな負担がかからないよう、また、仕事と介護が両立できるよう、地域密着型サービスなどの介護サービスの充実を図ります。 ・誰もが介護に携わることができるように、地域包括支援センターなどと連携して、介護に関する制度の周知や相談・支援体制を整備し、介護者支援の充実を図ります。 	健康福祉課
21	障がい福祉サービスなどの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の社会参加と自立を促進するサービスの充実を図るとともに、家族介護者の仕事と介護などが両立できるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援などの充実を図ります。 	健康福祉課

(4) 事業所などに対する啓発と取組への支援

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
22	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方、男女雇用機会均等法の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業の制度利用促進、労働時間短縮やフレックスタイム制などの多様な働き方の実施に向けて、町商工会などの関係機関と連携しながら、事業所等に普及啓発を促進します。 ・職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの一層の定着が図られるよう、企業への男女雇用機会均等法についての情報提供、普及啓発を推進します。 ・町の組織においても、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発のため、育児休業の取得の促進、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進などに取り組みます。 	産業課 総務課

目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度（見たり聞いたりしたことがある人の割合）	41.5%	60.0%	企画調整課
（新）子育てに関する支援サービスが充実していると感じている住民の割合 ※総合計画の2022年の指標	50.1%	60.0%	子育て推進課
（新）育児・介護休業法の認知度	69.7%	80.0%	企画調整課

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値

6 地域活動における男女共同参画の促進



現状と課題

全国的に少子高齢化や人口減少が進展し、核家族や単身世帯が増加する中、住民相互の社会的つながりが弱くなるなど、地域が抱える課題は複雑かつ多様化してきています。このような状況の中、地域活動に男女共同参画の視点を取り入れることは、地域活動を活性化するとともに、新たな視点や多様な発想を生み、より多くの人材の活用につながります。

住民意識調査によると、「地域活動への参加状況」（図表 20）については、何らかの地域活動へ参加されている人は約4割となっています。「参加している社会活動」（図表 21）は、「自治会やまちづくり協議会など」が66.1%、「ボランティア活動」が18.2%となっています。

男女共同参画に関する団体調査では、課題として、役員などの女性比率が低い、男性の参加が少ない、研修や学習機会が必要であるといった意見があがっています。

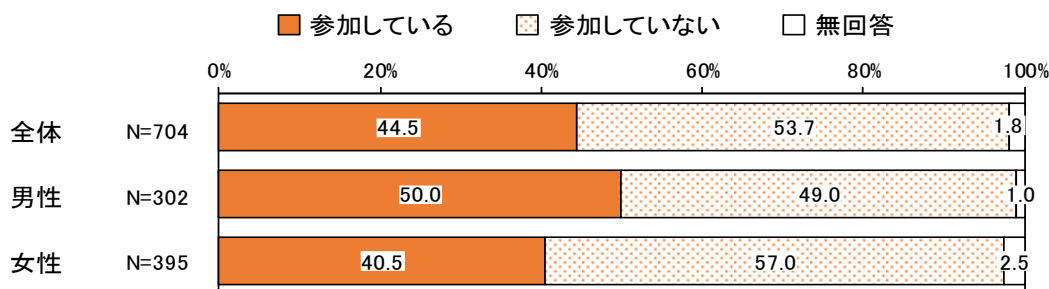
人生100年時代を迎えた今、男女がともに協力し、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現するため、地域活動やボランティア、NPO法人などの社会活動に参加する意識を高めるとともに、活動しやすい地域環境が求められています。

また、近年、全国各地で地震や豪雨災害、土砂災害などの自然災害が頻発しており、住民の防災に対する意識も高まりつつあります。しかしながら、過去の災害時においては避難所運営などの意思決定への女性の参画が十分に確保されなかったことから、女性が避難生活を送る上でさまざまな課題や問題が浮き彫りとなりました。

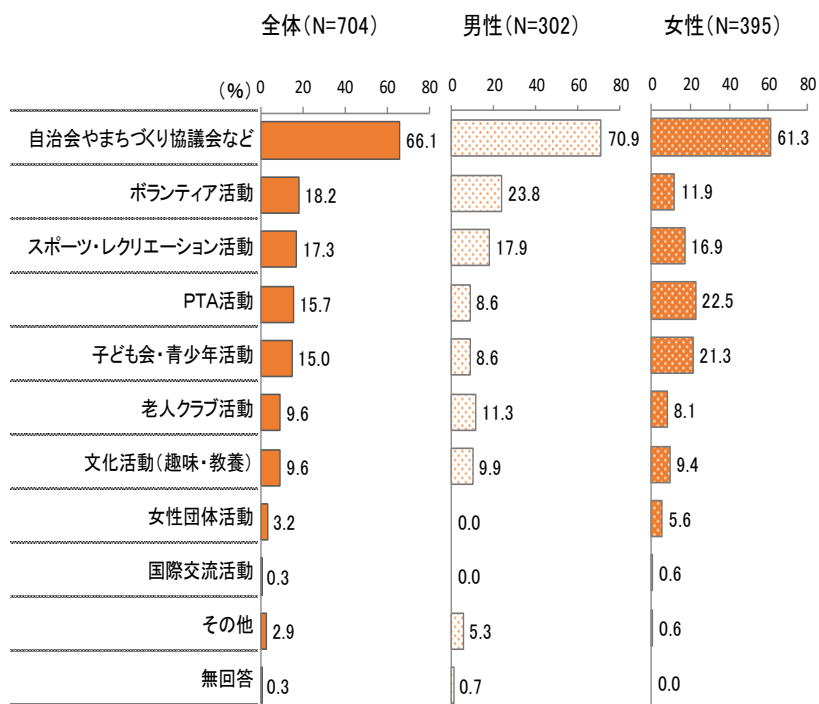
住民意識調査によると、「災害時の避難所運営」（図表 22）は、「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」が必要と感じている人が69.3%となっています。また、「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて女性と男性がともに参加すること」が55.1%となっており、女性が防災政策の方針を決定する場や災害時においてもリーダーシップを発揮できるような体制の整備に努める必要があります。

今後は、男女がともに協力し、そこに住む誰もが自治会やまちづくり協議会などの地域活動、また、社会活動や防災活動など地域のあらゆる分野において、男女が積極的に参画し、互いに支え合いながら、安心して生活を送ることができる環境整備に努める必要があります。

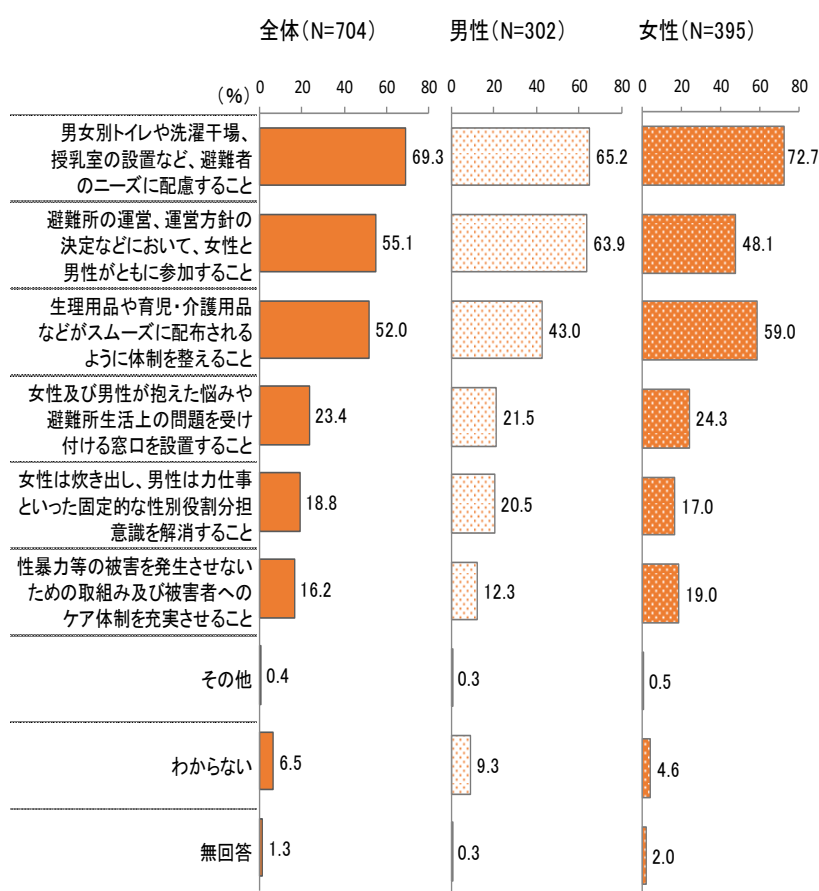
図表 20 地域活動への参加状況



図表 21 参加している社会活動



図表 22 災害時の避難所運営



施策の方向

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう、地域活動や住民活動への参加について啓発するとともに、仕事や家庭生活と同様に地域活動へ参加できる環境づくりに取り組みます。

また、男女共同参画を推進する関係団体やグループの活動を支援するなど地域の交流を進めます。

(2) 防災における男女共同参画の推進

防災施策については、女性の視点に配慮し、事前の備え、避難所運営、被災者支援などに努めるとともに、地域の防災活動の場において、女性の参画を促進します。

施策の内容

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
23	地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や地域活動・社会活動団体、保護者会、PTA、子ども会などに、性別に関わらず参画できるよう意識啓発に努めるとともに、性別に捉われず責任ある立場を担う意識づくりを推進します。 	企画調整課 子育て推進課 (こども園) 生涯学習課 (小・中学校)
24	男女共同参画の実現を目指した活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画を推進する関係団体・グループの活動を支援します。また、他の住民活動団体との交流を支援します。 あらゆる分野で女性が活躍できるよう、団体が行う研修活動を支援するなど、人材の育成に努めます。 垂井町食生活改善協議会活動の育成及び活動の支援を行います。また、男性会員の入会を促進します。 	企画調整課 生涯学習課 保健センター

(2) 防災における男女共同参画の推進

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
25	地域防災体制への男女共同参画及び多様な人々の視点での活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画などへの男女共同参画の視点を反映させます。また、地域に設置された自主防災組織への女性の参画を促進します。 ・避難所運営、被災者支援などにおいて、女性をはじめ高齢者、障がい者など多様な人々の視点に配慮された防災活動を推進します。 	企画調整課

目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
垂井町が進めている施策への女性の意見の反映「よく反映されている」＋「ある程度反映されている」と答えた人の割合	32.4%	50.0%	企画調整課
自治会長に占める女性の割合	0.7%	30.0%	企画調整課
(新) 地域活動に参加していると答えた人の割合	44.5%	60.0%	企画調整課

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値



基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心を感じることができる暮らしの実現

7 あらゆる暴力の根絶【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画】



現状と課題

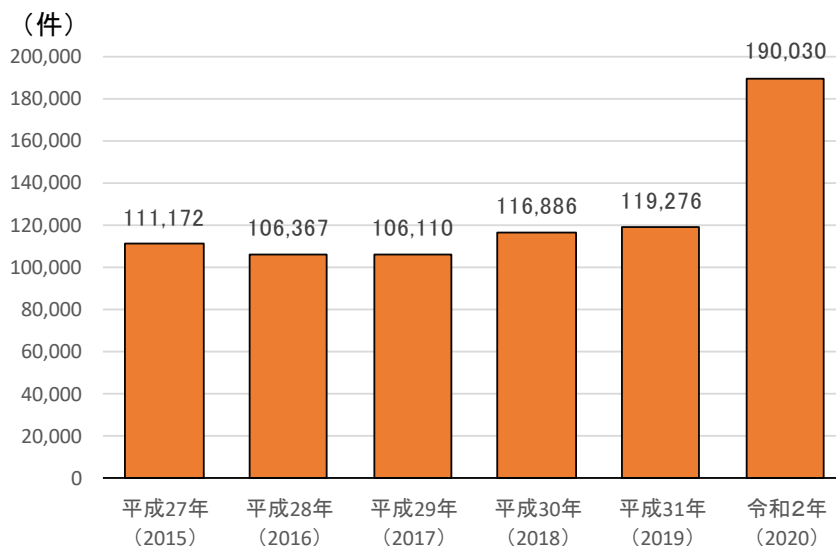
近年、深刻な社会問題化している配偶者などからの暴力やセクハラは人権を侵害する重大な行為であり、どのような理由があつたとしても、決して許されるものではありません。また、あらゆる機会を通じて配偶者などに対する暴力を許さないという意識づくりを図っていく必要があります。

令和2年度の全国のDV相談件数は190,030件となっており、年々DVの相談件数は増加しています(図表23)。相談件数が増加した要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛、生活不安やストレスの増加などが一因であると考えられています。

住民意識調査によると、「配偶者からの暴力の相談窓口」(図表24)として、「警察」が73.6%で最も多くなっています。

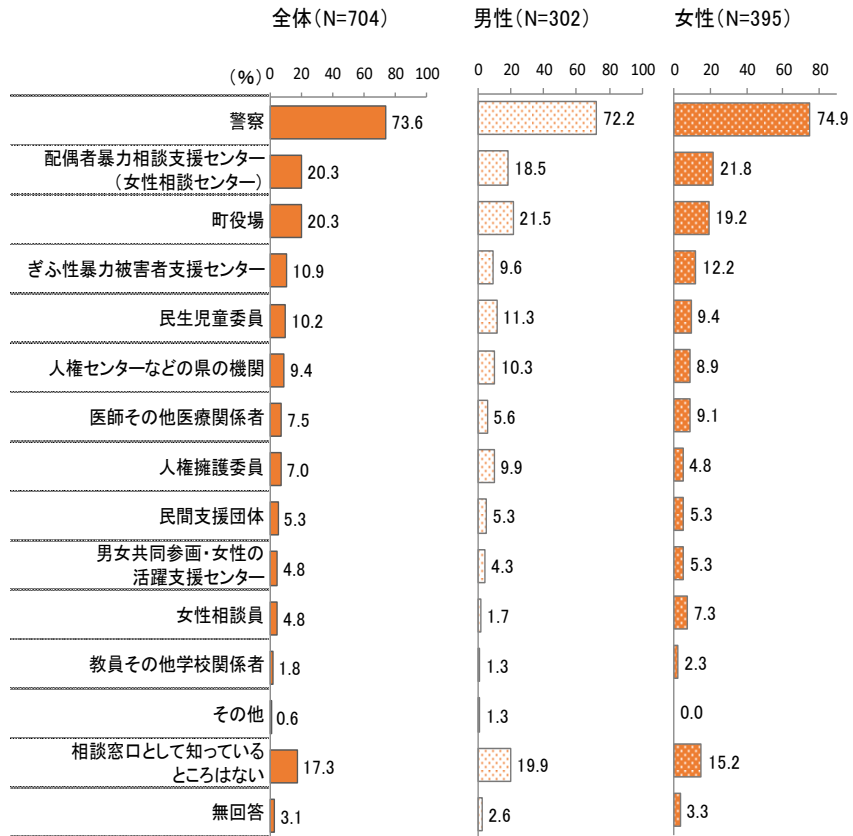
このような状況の中、被害が深刻になる前に相談を受け、問題解決ができるよう関係機関・団体と連携を強化し、被害者などの認知及び支援開始から生活再建に向け、総合的な支援を進めていく必要があります。

図表23 DVの相談件数(全国)



資料：内閣府「男女間における暴力に関する報告書」

図表 24 配偶者からの暴力の相談窓口



施策の方向

(1) DV・ハラスメントの防止・啓発の推進

DVやハラスメントなどは、重大な人権侵害であるという意識を高めるとともに、暴力の被害を受けている人を発見した場合の通報体制の整備に努めるなど、あらゆる暴力を根絶する社会づくりを進めます。

(2) 安心して相談できる体制の整備

DVの被害を受けた人は、周囲に相談しづらく、一人で悩み、孤立してしまいがちです。そのため、DVやハラスメントなどで悩んでいる人が、より安心して相談できる窓口の充実を図ります。

(3) 被害者支援体制の充実

関係機関との連携を強化し、被害者の安全確保から自立支援など被害者の実情に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

施策の内容

(1) DV・ハラスメントの防止・啓発の推進

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
26	広報紙、パンフレットなどによる啓発	・配偶者、パートナー、恋人からの暴力、ハラスメントを許さない社会づくりのため、広報紙、パンフレットなどを通して住民、事業所へ啓発を行います。	健康福祉課 産業課
27	関係機関との連携強化	・被害者を早期発見や早期保護できるよう警察などの関係機関との連携を強化します。	健康福祉課
6	人権に関する教育(再掲)	・命の尊さ、互いの性を尊重する人権意識が高く思いやりのある園児や児童生徒を育成するため、学校などでの教育活動を通して、人権教育を充実します。	子育て推進課 (こども園) 学校教育課 (小・中学校)
28	児童虐待の未然防止の推進	・児童虐待の早期発見、早期対応のため、学校や地域、関係機関と連携を強化します。	子育て推進課 (こども園) 学校教育課 (小・中学校)

(2) 安心して相談できる体制の整備

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
29	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法により被害者に対して各種の保護を行う中心的な役割を担うとされている配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携強化を図り相談体制の充実を図ります。 ・被害者が早期に相談できるよう広報紙やホームページなどを活用して、相談・支援先の周知・啓発に取り組みます。 	健康福祉課 子育て推進課 社会福祉協議会

(3) 被害者支援体制の充実

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
30	被害者の支援に向けた関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の抱えるさまざまな問題に対し、切れ目のない支援を行うため、垂井町犯罪被害者等支援条例に基づき関係機関と連携を密にし、支援体制の整備に取り組みます。 	企画調整課 健康福祉課

目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
DV防止法の認知度「法律があることも、その内容も知っている」と答えた人の割合	17.0%	30.0%	健康福祉課
(新) 配偶者からの暴力について相談できる窓口について、「知らない」人の割合	17.3%	10.0%	健康福祉課

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値

8 生涯を通じた健康支援



現状と課題

男女共同参画社会を実現するにあたっては、女性も男性も互いの身体的特性を認め合い、相手への思いやりをもって生きていくことが大切です。また、女性については、妊娠・出産期はもとより、子育て期、思春期、更年期、高齢期といったライフステージを通じて、年齢とともに身体の状態が変化しやすいことに配慮する必要があります。

また、男女問わず、ライフスタイルや年代によって生活習慣病や長時間労働などによる疲労・ストレスから引き起こされる心身の問題など、健康に関する問題が多くあります。

人生 100 年時代と言われる中、誰もが自分らしく豊かに過ごすためには健康であることが何よりも大切です。子どもから高齢者までライフステージに応じた幅広い世代において、自分の健康状態に応じた適切な自己管理ができるようにするとともに、健康を脅かすさまざまな問題について対策を講じていく必要があります。

施策の方向

(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

性別にかかわらず、すべての人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、意識啓発に努め、健康教育や健康診査などにより、ライフステージに応じた個人の健康づくりを支援します。

(2) 性と生殖に関する健康支援の充実

女性の妊娠・出産に際しては、健診などの母子保健事業を通じて病気の予防に努めるとともに、安心して子どもを産むことができるよう相談支援を進めます。また、子どもを望みながらも不妊に悩む夫婦に対しては、情報提供や経済的支援に取り組みます。

また、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関しては、男女がともに正しい知識をもち、双方がよりよい協力関係を保つことができるよう、啓発活動の充実により理解を促進します。

施策の内容

(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
31	疾病予防や重症化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にかかわらず、すべての人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、疾病予防や生活習慣病重症化予防のための知識の普及・啓発を行い、各種健康診査やがん検診を奨励します。また、各種健康診査やがん検診の結果に応じた保健指導の実施や適切な受療の勧奨などに取り組みます。 	保健センター
32	スポーツの振興・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康増進のために、住民の誰もが運動・スポーツに触れ、親しむ機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画する気運醸成を図ります。 	生涯学習課

(2) 性と生殖に関する健康支援の充実

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
33	母子保健サービスなどの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談などサービスの充実を図ります。また、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図ります。 ・不妊の悩みを持つ人に対して、情報提供を行います。 	保健センター
34	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）などに関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の認識を深める学習機会の提供やホームページへの掲載などによる情報提供に努めます。 ・性感染症や望まない妊娠を予防するために児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、検査や相談を受けやすい環境づくりを進めます。 	企画調整課 学校教育課

目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
がん検診の受診率	6.3%	50.0%	保健センター
子宮がん検診	5.2%	50.0%	
乳がん検診	9.0%	50.0%	

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値



9 複合的に困難を抱える人への支援



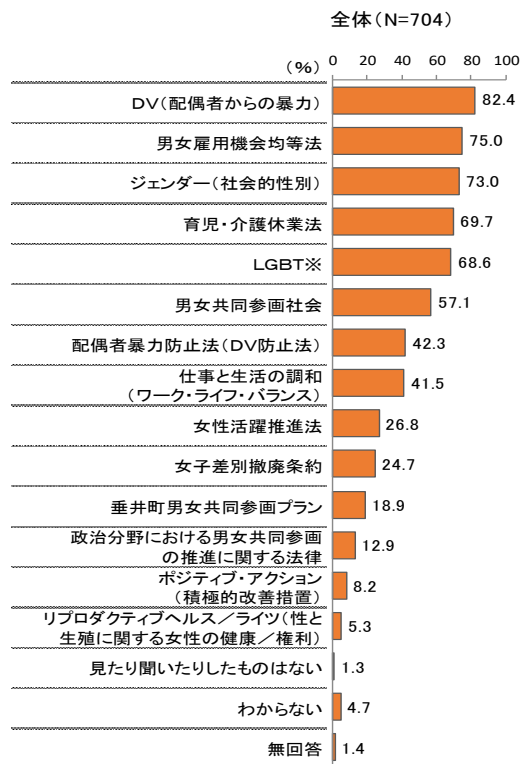
現状と課題

近年、少子高齢化の進行や厳しい経済・雇用情勢の中、単身世帯・高齢世帯やひとり親世帯、非正規雇用労働者などが増加し、貧困など生活上のさまざまな困難を抱える人たちの深刻化が懸念されています。また、多様な性への関心が高まる一方、社会の理解が十分に追いついていないために偏見を持たれたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があります。

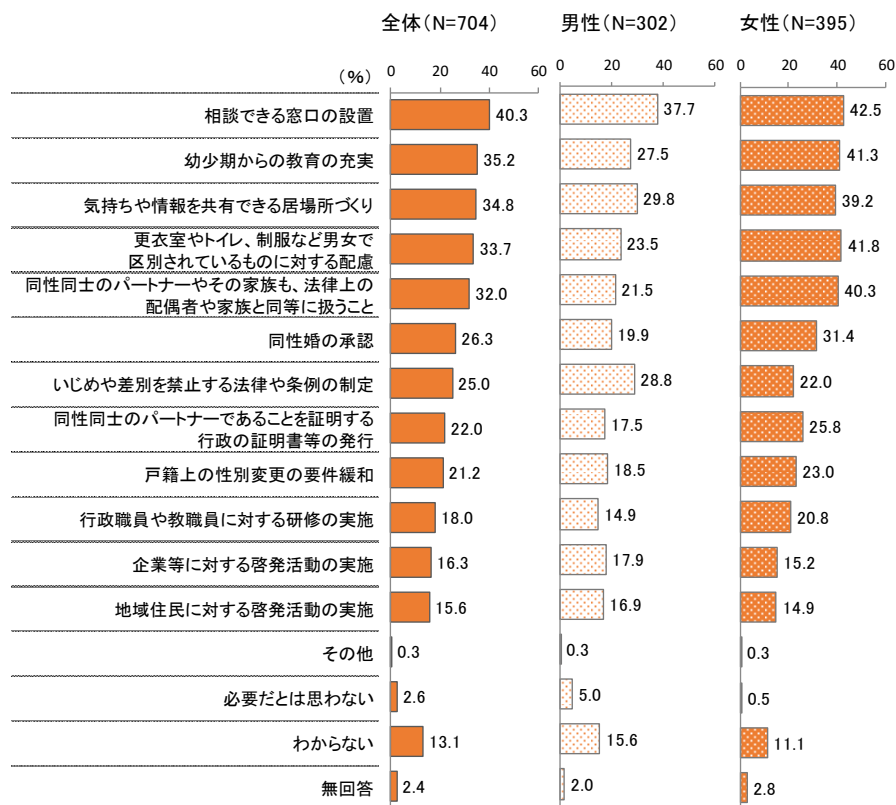
住民意識調査によると、性の多様性の「言葉の認識」(図表 25)については、「ジェンダー(社会的性別)」が73.0%、「LGBT」が68.6%で言葉の認識は高まっていることがうかがえます。さらには、「性的少数者」が暮らしやすい社会にするために「必要な意識啓発や支援」(図表 26)については、「相談できる窓口の設置」が40.3%で最も多く、ついで「幼少期からの教育の充実」が35.2%、「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」が34.8%となっており、相談支援体制の充実や幼少期からの教育、居場所づくりなどの意見があがっています。

今後は、さまざまな困難な状況に置かれている人たちが自立して生活できる社会を構築するとともに、性的少数者の人たちが周りの人の無理解や偏見、差別に苦しむことのないよう、多様な性のあり方を理解し認め合うことができる社会を実現していく必要があります。

図表 25 言葉の認識



図表 26 必要な意識啓発や支援



施策の方向

(1) 自立のための支援

生活困窮者、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人など、男女共同参画の視点からも、さまざまな困難を抱える人々が社会から孤立することなく、安心して暮らすために必要な支援や環境の整備を進めます。

(2) 多様な主体が安心して暮らせる環境の整備

性的少数者の人たちの生きづらさに気づき、多様な性のあり方について理解を深めながら、互いに認め合い安心して暮らすことができる社会の構築を図ります。

施策の内容

(1) 自立のための支援

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
35	さまざまな困難を抱える人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対しては、相談対応により状況の聴き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図ります。 ・ひとり親家庭の保護者と子どもが安心して暮らしていけるよう、経済的な負担を軽減するため医療費の助成を継続して行います。また、さまざまなニーズに対応するため、関係機関と連携を図り情報提供、相談支援の充実を図ります。 ・高齢者の生きがいを支援するため、地域社会と交流できる場、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供に取り組めます。 ・ニートやひきこもりなど困難を有する子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように、県の子ども・若者総合相談窓口や関係機関などと連携を図り支援に取り組めます。また、家族の介護を行っているヤングケアラーへの対応についても関連機関との連携を図り、支援を進めます。 ・障がい者が地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス体制の確保、相談支援体制、権利擁護事業の充実を図ります。また、障がい者の自立を促進するため、特別支援学校や就労を相談・支援する関係機関と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に取り組めます。 ・性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国人であること、同和問題に関することなどに加え、女性であることで更に複合的な困難な状況に置かれている人々に対する正しい理解を深めるよう、人権教育や啓発活動を促進するとともに、関係機関との連携による支援を進めます。 	健康福祉課 子育て推進課 学校教育課 生涯学習課

(2) 多様な主体が安心して暮らせる環境の整備

施策番号	事業名	内容	推進の中心となる課等
36	「ダイバーシティ」社会の推進	・性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、すべての住民が多様性を認め合い、自由に交流できるようダイバーシティ社会に向けた気運の醸成を図ります。	企画調整課 健康福祉課 生涯学習課
37	「パートナーシップ制度」などの取組の調査研究	・LGBTなど性的少数者の人たちのパートナー関係を尊重するために、パートナーシップ制度などの取組について調査研究を行います。	企画調整課

目標指標及び目標値

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
(新) LGBTの認知度（見たり聞いたりしたことがある人の割合）	68.6%	80.0%	企画調整課 健康福祉課

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値



目標指標及び目標値一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革の推進			
目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
1 男女共同参画に向けた意識改革の推進			
「男女共同参画社会」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	57.1%	70.0%	企画調整課
「垂井町男女共同参画プラン」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	18.9%	30.0%	企画調整課
(新) 男女共同参画に関する広報紙・ホームページなどによる啓発回数	12回	12回	企画調整課
2 男女共同参画に向けた教育の推進			
男女の地位の平等 「平等である」と答えた人の割合			企画調整課
・家庭生活	31.4%	50.0%	
・学校教育の場	46.2%	60.0%	
・地域社会	26.6%	50.0%	
・社会通念・慣習・しきたり	11.9%	30.0%	
・社会全体	10.8%	30.0%	
基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり			
目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
3 雇用などにおける女性活躍の推進【女性活躍推進計画】			
職場での男女平等「平等である」と答えた人の割合（全体的には）	23.7%	40.0%	企画調整課
(新)「男女雇用機会均等法」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	75.0%	85.0%	企画調整課
(新)「女性活躍推進法」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	26.8%	40.0%	企画調整課
4 政策・方針など決定過程への男女共同参画の促進			
審議会などに占める女性委員の割合	39.9%	50.0%	企画調整課
女性委員のいない審議会の割合	9.5%	0.0%	企画調整課

目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり			
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度（見たり聞いたりしたことがある人の割合）	41.5%	60.0%	企画調整課
（新）子育てに関する支援サービスが充実していると感じている住民の割合 ※総合計画の2022年の指標	50.1%	60.0%	子育て推進課
（新）育児・介護休業法の認知度	69.7%	80.0%	企画調整課
6 地域活動における男女共同参画の促進			
垂井町が進めている施策への女性の意見の反映「よく反映されている」+「ある程度反映されている」と答えた人の割合	32.4%	50.0%	企画調整課
自治会長に占める女性の割合	0.7%	30.0%	企画調整課
（新）地域活動に参加していると答えた人の割合	44.5%	60.0%	企画調整課

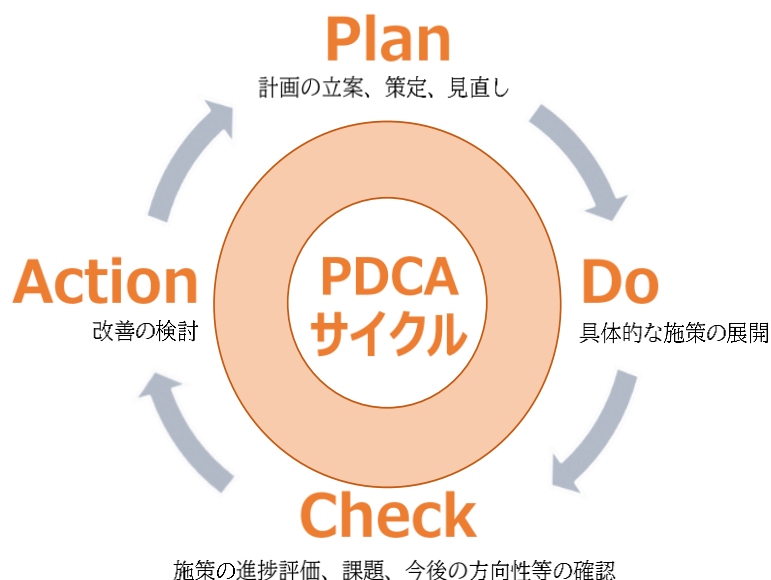
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心を感じることができる暮らしの実現			
目標指標	現状値※	目標値	推進の中心となる課等
7 あらゆる暴力の根絶【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画】			
DV防止法の認知度「法律があることも、その内容も知っている」と答えた人の割合	17.0%	30.0%	健康福祉課
（新）配偶者からの暴力について相談できる窓口について、「知らない」人の割合	17.3%	10.0%	健康福祉課
8 生涯を通じた健康支援			
がん検診の受診率	6.3%	50.0%	保健センター
子宮がん検診	5.2%	50.0%	
乳がん検診	9.0%	50.0%	
9 複合的に困難を抱える人への支援			
（新）LGBTの認知度（見たり聞いたりしたことがある人の割合）	68.6%	80.0%	企画調整課 健康福祉課

※現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の施策を効率的かつ効果的に実施していくため、計画に基づく各施策の進捗状況を定期的に評価・検討し、次期以降の施策に反映します。また、「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「改善（Action）」【PDCAサイクル】の中で、住民・事業所などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。



2 推進体制

計画をより効果的に進めていくためには、住民一人ひとりの取組や協力が重要となります。そのため、より多くの住民に対して、本計画の周知に努めるとともに、町は、住民、事業所、関係機関などと連携・協働して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

(1) 男女共同参画プラン行政推進会議

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、副町長をトップに各課の長により組織する「垂井町男女共同参画プラン行政推進会議」を開催し、全庁的な取組を推進します。また、施策の内容や進捗状況などの定期的な評価・見直しを行い、その結果を公表します。

(2) 男女共同参画プラン懇話会

「男女共同参画プラン懇話会」を毎年度定期的に行い、施策の進捗状況などの報告を行います。また、具体的な施策の推進にあたっての提案、変化する課題などについての意見交換を行い、具体的な取組に反映していきます。

(3) 住民、事業所、関係機関などとの連携・協働

住民、事業所、関係機関などと連携・協働のもと取組を推進します。また、国、県、他市町、教育機関などとの連携を強化し、情報交換などを積極的に行います。

第6章 資料編

1 計画の策定経緯

年月	実施事項
令和4年7月11日～ 令和4年7月29日	住民意識調査実施
令和4年9月15日～ 令和4年9月30日	団体ヒアリング調査実施
令和4年11月15日	第1回垂井町男女共同参画プラン行政推進会議 ・垂井町第3次男女共同参画プラン策定スケジュールについて ・垂井町第2次男女共同参画プランの評価について ・住民意識調査の結果について ・垂井町第3次男女共同参画プラン策定方針（案）について
令和4年11月24日	第1回垂井町男女共同参画プラン懇話会 ・垂井町第3次男女共同参画プラン策定スケジュールについて ・垂井町第2次男女共同参画プランの評価について ・住民意識調査の結果について ・垂井町第3次男女共同参画プラン策定方針について
令和4年12月7日	第2回垂井町男女共同参画プラン行政推進会議 ・垂井町第3次男女共同参画プラン策定（案）について ・パブリック・コメント（意見公募）の実施について
令和4年12月21日	第2回垂井町男女共同参画プラン懇話会 ・垂井町第3次男女共同参画プラン（案）について
令和5年1月11日～ 令和5年2月10日	パブリック・コメントの実施
令和5年2月28日	第3回垂井町男女共同参画プラン懇話会 ・垂井町第3次男女共同参画プラン（案）について
令和5年3月1日	第3回垂井町男女共同参画プラン行政推進会議 ・垂井町第3次男女共同参画プランの策定について

2 垂井町男女共同参画プラン懇話会

(1) 設置要綱

平成13年5月7日

告示第20号

改正 平成15年6月27日告示第40号

平成25年4月1日告示第48号

(設置)

第1条 垂井町男女共同参画プランの策定及び施策について広く町民からの意見を聴取し、垂井町における男女共同参画社会を推進するため、垂井町男女共同参画プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画プランの策定及び施策についての提言及び推進について必要な事項を審議する。

(委員)

第3条 懇話会の委員は、15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体代表
- (3) 住民代表（公募）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、町長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 議長は、必要と認めるときは、懇話会に関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則（平成15年告示第40号）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第48号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

No.	区 分		所 属 団 体 等	委 員
1	1号委員	学識経験を有する者	垂井町職員OB	安田和子
2	2号委員	各種団体代表	垂井町女性のつどい協議会	廣瀬みどり
3	2号委員	各種団体代表	垂井町まちづくり協議会	桑原良樹
4	2号委員	各種団体代表	垂井町小中学校PTA連合会	栗田紀久
5	2号委員	各種団体代表	垂井町人権擁護委員	興 慈 善
6	2号委員	各種団体代表	垂井町連合自治会連絡協議会	西脇孝雄
7	2号委員	各種団体代表	垂井町小中学校長会	小椋英吏
8	2号委員	各種団体代表	垂井町老人クラブ連合会	堀川完二
9	2号委員	各種団体代表	不破郡労働者福祉協議会	浦木 洋
10	2号委員	各種団体代表	垂井町商工会	松田京子
11	2号委員	各種団体代表	垂井町民生委員児童委員協議会	白井真由美
12	2号委員	各種団体代表	垂井町青年のつどい協議会	長山計之
13	3号委員	住民代表		公募なし

3 垂井町男女共同参画プラン行政推進会議

(1) 設置要綱

平成 13 年 5 月 7 日

告示第 21 号

改正 平成 15 年 6 月 27 日告示第 40 号

平成 16 年 12 月 28 日告示第 61 号

平成 19 年 4 月 1 日告示第 73 号

(設置)

第 1 条 垂井町における男女共同参画社会の実現に関する施策について総合的かつ効果的な推進を図るため、垂井町男女共同参画プラン行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定及び推進における関係課間の総合的な調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び各課長をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、企画調整課長をもって充てる。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 議長は、必要と認めるときは、推進会議に関係職員の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(研究部会)

第 5 条 推進会議を補佐し、具体的な検討を行うため、研究部会を置く。

- 2 研究部会会員は、町の職員のうち会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 7 日から施行する。

附 則（平成 15 年告示第 40 号）

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年告示第 61 号）

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年告示第 73 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	副町長	片岡兼男	会長
2	総務課長	藤塚康孝	
3	企画調整課長	小川裕司	副会長
4	税務課長	桐山裕次	
5	健康福祉課長	酒井明美	
6	子育て推進課長	吉野敬子	
7	住民課長	岡野文紀	
8	建設課長	多賀靖	
9	都市計画課長	小森俊宏	
10	産業課長	小竹武志	
11	上下水道課長	藤江和明	
12	会計課長	北村嘉彦	
13	学校教育課長	藤塚正博	
14	生涯学習課長	川瀬桂一郎	
15	消防長	廣瀬太佳夫	

4 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

(最終改正:平成11年12月22日法律第160号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人

としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区

域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、

必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下省略)

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)
(一部改正:令和元年6月5日法律第24号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則

という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定め

られているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければ

ならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」

とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導す

ることにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を

営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役割又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に

留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。
(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、

協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四條第二項において準

用する場合を含む。)の規定に違反した者
二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
(最終改正: 令和元年法律第四十六号)

前文

第一章 総則(第一条・第二条)
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)
第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
第四章 保護命令(第十条―第二十二条)
第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)
第五章の二 補則(第二十八条の二)
第六章 罰則(第二十九条・第三十条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むもの

とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅

滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県

又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないこと

を命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がある成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がある同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がある親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月

を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲

げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発

する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者から

の暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条第二項第二号、第十条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援セン

ターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後

三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 用語解説

[あ]

アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのことをいいます。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくます。

一般事業主行動計画

女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を定めた計画のことをいいます。

NPO

営利を目的とせず、公共の利益になる活動を行なう団体(民間非営利組織)のことをいいます。

M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられます。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつあります。

LGBT

女性同性愛者(レズビアン/Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ/Gay)、両性愛者(バイセクシャル/Bisexual)、心と体の不一致(トランスジェンダー/Transgender)の頭文字からなる言葉で、性的マイノリティの呼称のひとつです。

[か]

固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。例えば、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方によって男性と女性の役割を決めています。

[さ]

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標のことです。

自主防災組織

町会・町内会単位で、災害時（自然災害、火災、行方不明者捜索など）に備えて構成された住民による組織のことです。

持続可能な開発目標(SDGs)

2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール 5 では、ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女子のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

女性活躍推進法

女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、2015（平成 27）年 8 月に法が制定されました。

性的指向・性自認:性的指向(Sexual Orientation)

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことで、性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のことです。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語で表されることもあります。

性的少数者

性的マイノリティとも言う。一般的には同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一障害の当事者を含む）などのことを表します。

【た】

ダイバーシティ

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようという考え方。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律のことです。

DV

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の略です。ここでの「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方（事実婚を含む。）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者を含む。）や、生活の本拠を共にする交際相手も含まれます。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる、柔軟な働き方のことです。勤務場所により、大きく、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務に分けられます。

【は】

ハラスメント

相手に対して言葉や行動などで行う嫌がらせのこと。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワハラ（パワーハラスメント）や男女問わず性的な嫌がらせを行うセクハラ（セクシャルハラスメント）など様々な種類のハラスメントがある。

パートナーシップ制度

各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをいいます。

[ら]

ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のことをいいます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程すべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

[わ]

ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。

垂井町第3次男女共同参画プラン

発行年月：令和5年3月

発行者：垂井町

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11

TEL：0584-22-1152 (直通)

FAX：0584-22-5180

編集：企画調整課 企画係
